

【委員会記録】

南委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10 時 38 分)

直ちに議事に入ります。本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】なし

【報告事項】

- 平成 23 年度近畿府県合同防災訓練について(資料①)

中張危機管理部長

この際、1 点、御報告いたします。

近畿府県合同防災訓練についてであります。

県内及び近畿府県の防災関係機関が一堂に会して総合防災訓練を実施し、災害時における防災関係機関相互の連携を深めるとともに、広域的な防災体制の充実強化を図り、県民の防災意識の高揚、ひいては小学生等の防災教育の充実を図ることを目的として、来る 10 月 29 日、土曜日には緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を、また 10 月 30 日、日曜日には近畿府県合同防災訓練をそれぞれ実施することとしております。

実施場所につきましては、小松島港赤石埠頭東地区を主会場とし、周辺海域での海上訓練や、本県東部圏域 15 市町村等を分会場として、実施を予定しております。

訓練の構成につきましては、近畿府県合同防災訓練を初め、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練、関西広域連合広域応援訓練、近畿地方DMAT訓練、徳島県総合防災訓練、小松島市総合防災訓練という、都合 6 つの訓練を合同で実施することとしております。

以上、御報告を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

南委員長

以上で報告は終わりました。これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

来代委員

これは一番基本的なことなんです。我々、防災といえば災害を防いでくれるということで、安心してたんです。ところがいつの間にやら減災、災害は起こるもんだと。だから起こったときに、被害を少なくするもんだと。このごろ、県庁の用語でも全部減災から始まって。減災というのは、何もしないでいて、そこに地震、津波あるいは大きな災害が起こったときにはちょっとでも対応をするから減災。しかしこれは、皆さんが防災というものにもっと真剣に取り組んでいただいたら、減災という言葉はなくなるんです。ところが、県庁用語はすべ

て減災から始まる。これ一体、減災に力を置かれているんですか、防災に力を置かれているんですか。県民の立場としては、はっきりしていただかないと困る。これ、知事は防災のことは何もせんでいいと言っていると、とられんとも限らんわね。だけど、やっぱりやるんなら防災を中心にやってからの減災と思いますが、ちょっと感想を教えてください。一番偉い人が答えてください。

中張危機管理部長

今の来代委員からの御質問でございますが、防災対策というのは、もちろん重要でございます。今後もさらにしっかりと進めていく必要がございますが、今回の東日本大震災を省みたときに、やはり未曾有の被害があったということで、やはり減災も必要だということです。あくまでも防災があって、その上で減災の視点を加えるという形で進めていきたいと考えております。

来代委員

そうしたら、これから県の公文書あるいは私らにくれる文書は、防災と書いてから、減災というのを小さい字でつけていただけますか。

中張危機管理部長

防災も大事です。これは非常に大事なことでございます。減災もこれからの視点としては大事です。ですから減災の視点を加えてということで表現等はしていきたいと思っております。

来代委員

あのね、中張さん。日本語というのはね、非常に大切な言葉なんです。防災も大切な、今、自分で言った言葉わかるでしょ。防災も大切な、減災はもっと大切な、こうとれるんですよ。少なくとも防災のほうが上じゃないんですか。そういう認識になってないから、そういう答えになるんじゃないんですか。

南委員長

小休します。(10 時 43 分)

南委員長

再開します。(10 時 43 分)

来代委員

行政というのは、やればいってもんじゃない。そのぐらい気を配ってやっていただかないといけない。

すだちくんメール、マル新の事業として大変立派なお金をかけてやってくれました。だけど皆さんね、丸新というのはとくにつぶれて、ないんですよ。県庁のマル新もすぐにつぶれて、同じような事業がマル新になって出てくるだけ。またマル新で出してきたこのメールですけど、県庁内でも廊下の陰やエレベーターでは電波が入らんです。しかも主婦が朝から晩まで携帯電話を持っているわけがない。山岳地帯は電波の過疎、

携帯電話の電波なんか入るところのほうが少ない。朝から晩まで首から電話ぶら下げて見てる人なんかおりません。家にいるのは年寄りか、わんちゃん。お金かけてすだちくんメールを整備しても、一体どこまで役立つと考えられているのか。その費用対効果、教えてくださいませんか。

近藤危機管理政策課長

今回、御提案させていただきました「すだちくんメール」機能強化事業につきましては、津波警報や市町村が発令をします避難指示や避難勧告などの情報を、特別な回線を使い送るNTTドコモのエリアメールとの連携を図るため、すだちくんメールの基盤となる情報共有システムの改良をする経費 300 万円をお願いしているものでございます。

ただし、委員が言われるように携帯電話をお持ちでない方や、地域によっては携帯電話が通じない地域があることも事実でございます。この事業につきましては、各市町村が行う防災行政無線などによる周知を補完するものであると考えております。

来代委員

あのね、役に立たんのですよ。じゃあ皆さん、今すぐ自分の奥さんに携帯電話してみてください。半分以上出てくれませんわ。女性というのは大体において携帯電話は、かけるためのもの。あるいは子供や孫との連絡だけのもので、行政や亭主からかかってきても見るわけがない。大体、女性っていうのはハンドバッグに何でもかんでも詰め込んで、携帯電話を探すのにも5分、10分とかかる。貝掘りみたいなもんですわ。そんなんやのにメールなんか見てくれるわけがない。

もっと簡単に言うと、そんなメールじゃなしに、何か決まった音で知らせる。その音が聞こえたら、聞こえない人に大変だから避難しませんかと、自治会の会長とか民生委員さんが呼びかける。メールじゃなしに統一の音を決めておいて、音が出たらみんなで誘い合って逃げる。電波の入らないところは、町内会長から民生委員、消防も含めて全部連絡体制ができるというものを取り入れてくれない限り、幾らお金をかけても役に立たんと思います。部長さん、どうですか。

中張危機管理部長

私どもの進めているすだちくんメールですが、私どもとしては効果はあるものと考えております。しかし、確かに常に携帯電話を持っているわけでもありません。ですから我々としてはいろいろな方法でその情報伝達を、同報無線も含め考えているところでもありますし、さらには先ほど委員がおっしゃったように地域の自主防災組織間での口から口への伝達なんかも大事だろうと思っております。いろいろな方法をもって速やかに地域の住民に情報伝達できるようこれからもしっかりと取り組んでまいります。

(「音を決めるんよ」と言う者あり)

音につきましても、今回、協議会で検討もしていきたいと考えております。

来代委員

もう一つ問題がある。メールが届いたら金払わないかんのです。NTTのもうけのためにやっていると疑われ

ますよ、これ。いいですか、すだちくんメールのような非常災害のときには無料にせないかん。県もNTTにサービスさせるべきじゃないかと思うんですよ。部長、そう思いませんか。大変なんですよ、一般の人にとっては3万や5万の年金の中から払うんだから。生活できなくなりかかってる人から金を取るっていうのは、おかしいと思うんですよ。この辺、ちょっと考えてもらえませんか。すだちくんメールくらいはNTTのサービスでと、どうですか。

中張危機管理部長

確かにすだちくんメールの場合、受信のたびに経費がかかるということでございます。そういうことで加入促進においても1つの隘路になっていることは確かでございます。我々としては、加入に際し、できるだけ経費が節減できるように、本文転送というような形で扱っておりますけれど、いずれにしてもすだちくんメールの情報提供機能に加えまして、安否確認ができるなどの機能を皆さまに御理解いただくとともに、より使いやすい方法や経費面についてもNTTとお話ししながら研究してまいりたいと考えております。

来代委員

ちなみに、県西部を含めて、電波の入るところと入らないところがある。県庁でもそうです。何割くらいが情報伝達できて、何割が電波の過疎地だと計算してますか。

近藤危機管理政策課長

エリアとして整理をしている資料はございません。世帯として、地域情報課のほうが整理している資料によりますと、世帯では99.8%ということなんですけれども、エリアとして整理をしている資料はないということでございます。

来代委員

だから調査せなあかんのです。この県庁でもエレベーターの中や廊下の角は入りませんよ。議会棟に行く途中も入りません。まして地方となったら、ほとんど入らないところがある。そういう調査を皆さんがなさっていないんなら、これは早急に調査すべきじゃないですか。ここにおられる皆さん、豆腐に鏝とか、のれんに腕押しとか、猫に小判っていう言葉を知っていますか。これは宝の持ち腐れってことなんです。きちんとしたものがきちんと使えるようにするためには、もうちょっと地に足のついた対策をやっていないと、皆さんののは計画倒れ、なくなった丸新みたいになるんじゃないんですか。もうちょっと、真剣に考える時期が来たんじゃないんですか、ここまで来たら。答えてくれますか。

南委員長

小休します。(10時53分)

南委員長

再開します。(10時54分)

中張危機管理部長

他部局の業務の関連でございますけれども、不感地帯解消、特に山間部の数戸あるような集落で電波が入るように整備する事業はございます。国の補助事業で5分の3だったと思うんですけども、そういう形での事業がございまして、徐々に山間部での不感地帯の解消が進んでおります。それで、不感地帯の解消については市町村のほうでも把握を行っていただいておりますので、そのあたりにつきましては我々としても、世帯では先ほど言いました九十何%ということで、もうほとんど入るようになってますけど、地域では観光地などでも入らないところがあると思いますので、そういうところにつきましては市町村とも連携して、把握に努めていきたいと考えております。

来代委員

やっぱり早急にすべきなんです。そして、この前の本会議では地震、津波、災害のときには県が責任を持って市町村を指導すると知事も答弁なさってましたけども、皆さんもそう言ってるけど、これは市町村任せでなしに、県が中心となって減災あるいは防災をやっていくというのは間違いございませんか。

中張危機管理部長

県が中心になってやっていくべきだと考えています。

来代委員

県庁中心だと。ところが津波のときは6階ぐらいまでは水が来ると。電気がとまったらもう一斉にパア。まず災害は停電から始まるんです。電気がとまったら一斉にパア。県庁は一番先に水が入る地下にすべてがある。それで徳島県内の市町村を全部指導する。指導するのに電気も何もない。皆さん、やっぱり県庁の屋上かあるいは一番高いところに自家発電機があれば、そこから指令が出せる。そういう三連動、四連動であっても対応ができる対策に、早急に取り組まなければならないと思いますが、どう考えていますか。

今のすだちくんメールじゃないけれども、計画倒れのアブハチ取らずになる可能性もあるから聞いてるんですが、今こそ決断するって言っていただけませんか。

中張危機管理部長

今現在、東海と南海の三連動地震を想定した津波高の暫定値を出そうとしております。しかし、これも四連動という話も今、出ております。

(「知事が四連動って言ったよ」と言う者あり)

はい。そういう形で三連動、四連動となりますと、相当大きな津波が寄せてくるということで、今のハザードマップによる浸水地域よりも非常に広範囲になるだろうと予想はつくと思います。ですから、この県庁につきましても恐らく浸水するだろうという予想は十分立つわけです。ですから、今おっしゃいました自家発電なんかについては、水につかっては使い物にならないことになりますから、できるだけ高いところへ上げる。人間の避難も同じですが、高いところへ上げるということが基本だと思っております。ですから我々も認識を十分

しておりますし、県庁内で管財課あるいは営繕課とも一緒になって、検討を行いたいと考えております。既に管財課のほうではいろいろ考えているというようなことではありますけれども、我々も一緒になって考えていきたいと思っております。

来代委員

ちなみにその電源とかその装置は重さがどれぐらいあって、上に上げるのに費用と手間は大体どれぐらいかかるものですか。

南委員長

小休します。(10 時 59 分)

南委員長

再開します。(11 時 00 分)

中張危機管理部長

今回の津波高の暫定値、あるいは来年春以降に出るだろう中央防災会議での津波の高さを踏まえまして、やはり水につかって役に立たないものを置いておくわけにはいきませんから、十分な検討を関係機関ともやっていきたいと思っております。

来代委員

お願いしたいのは、この前も三好市では震度3っていうけど物すごい揺れだったんですよ。もうだんだんと徳島に地震が近づいているというのを身をもって体験したんですけど、かなり揺れましたよ。だから、ぜひともやってほしい。同時に、県がやらないかんことがあと2個だけある。

私たちが仙台に視察に行ったときは、仙台は高速道路で津波がとまったっていうけど、水が何十メートルも来てるわけですよ。もし今、紀伊水道で起こったら、松茂から鳴門、あるいはこの市内、石井から山の付近まで津波が来るんじゃないかと心配されるんですが、仮に東日本大震災の津波ぐらいのものが紀伊水道で起こったとしたら、鳴門からこの徳島県東部、水はどの辺まで、どの勢いで来ると想定されていますか。

河野危機管理部次長

ただいま委員のほうから、吉野川についての遡上がどのくらい来るかということでございますけれども、現在、暫定津波高を出すためにプロジェクトチームをつくって、先日、第1回の打合せを行ったところでございます。その中で今回の震源モデルをどうするか、委員が今おっしゃったのも1つでしょうし、日向灘を入れるのも1つでしょうし、南海トラフまで広げていくのか、そのあたりをスタートしたところでございます。

それで、国土交通省におきましても、吉野川について調査を発注したというふうに聞いてございますので、現実に今のところでは、はっきりとどこまでどんな津波が来るかというのは、ちょっと把握しかねておりまして、今進めているところでございます。

来代委員

想定外って言って、すぐ逃げんように、想定しておかないといけません。

もう一つ、不満がある。知事や皆さんは本会議でもドクターヘリ。ヘリが飛んですぐに助ける。テレビを見てた人、私の地域の人もみんな、県の行政に涙を流さんばかりに喜んだ。どこまで効果があるか、わかっていきますか。あのヘリは台風災害のとき、霧が出たとき、飛べないんですよ。高圧線があって飛べない。天気がよくなって、風が吹いてないときしかドクターヘリは飛んできてくれないとしたら、台風災害で困り果てた山の中の人の救助に、皆さんが言うほど役立つんですか。どこへでも飛んでいけるパイロットの養成はできてるんですか。教えてください。

木下医療政策課長

ドクターヘリについての御質問でございますが、ドクターヘリにつきましては、規模も小さいということもございますし、夜とか悪天候のときには、飛べるような機種ではございませんので、来代委員がおっしゃるように、天気の状況がいいときでないと飛べないということですから、おさまってから飛ぶというようなことでございます。

来代委員

県警の久米川警備部長もおられますけれども、県警のヘリであつたら雨が降っても、風が吹いても、どこへでも飛んでいけるんですか。やっぱり、安全安心のため天気のいい日しか飛ばんのですか。

久米川警備部長

県警のヘリの運航にいたしましても、やはりパイロットの状況判断で飛ぶというようなことを原則といたしておりますので、そういう要請があればできる限り対応できるような形で運航はいたしております。

来代委員

やっぱり風のある日、20メートル、15メートル以上とか天候の悪い日は飛ばんのでしょ。

久米川警備部長

やはり強風とか台風が近づいているというような状況のときには、やはり飛行できないということになります。

来代委員

そうすると、一般の人はドクターヘリは午前8時以降だったらいつでも飛行できるように思われとるわけですよ。これはやっぱり、計画のことばかり言うんじゃないかって、実際はここまでしか飛べません、役に立たないということも明らかにする。同時にパイロットの訓練、少々の雨風の日あるいは現地に出ていって、どこに高圧線があるか、高圧線が一番危ないんですよ。それと山側の下降気流が危ないんですよ。だから下降気

流がどれぐらいで、高圧線がどうなっている、これをやっぱりきちんと調査して、ヘリはどこまでなら行けるけど、県西部ならどこまで出てきてもらわなきゃいけないか、もっと詳しく、きめの細かい計画に取りかからんと遅いと思うんですが、取りかかっていたいただけますか。どんなもんですかね。計画してくれな困るんじゃわ。

小森保健福祉部長

ドクターヘリに関しましては、保健福祉部が現在所管をしておるところでございます。

先ほど木下課長が答弁しましたように、有視界飛行が原則で午前8時から夕方までということになっております。委員がおっしゃるように、すべて万能ということではございません。有視界飛行が原則ですし、風雨の強いときには出動できません。また、山間僻地であってもランデブーポイントという、患者さんをピックアップする場所が確保されなければ運航もできません。それから高圧線があるところについては、なかなか難しい点もございます。こうした点につきましては、現在、ドクターヘリ導入検討委員会におきまして、ランデブーポイントであるとか、あるいは運航時間であるとかについても検討しておるところでございますので、委員御指摘のとおり、こういったものについては、十分導入までの間に精査をしてみたいと考えております。

来代委員

そうやって言うてくれたら終わりますけどね、とにかくその対応が遅いですよ。ちなみに小森さん、池田のほうで病人が出たとき、どこにヘリがおりるか知ってますか。

木下医療政策課長

まだドクターヘリは飛んでおりませんので、防災ヘリのおりられるところということで情報をいただいておりますけれども、三好市につきましては、6カ所。

来代委員

おりれんのんじゃわ。もういいわ。麻生総理大臣が来られたときでも、おりられるのは井川町の河原1カ所だったんです。それ以外にはあるけどもおりられない。子供がいる、高圧線がある、風向きが違う。いいですか。全部点検しても、井川町の河原しかおりられなかった。総理大臣は時間がないから早くっていったって、そこしかおりられないんです。その河原は台風があつたら濁流の中。次が三好病院の横の河原だけでも、これも濁流の中。高等学校とかもあるけど高圧線があつて、風の関係でおりられなかった。これが現状なんです。だからね、そういう机の上の計画だけでなく、具体的にこの場合はここでおりられる、この場合はここでおりられる、県内各地で早急にそういう点検をして、具体的におりられるように。皆さんが何ぼ言ったって航空局とか管制があつて、おりられないんですよ。何ぼ机の上で書いてても、自衛隊と航空局で話し合いをしてないとおりられないんだから。書類だけでも3日ぐらいかかるんです。それを県独自で、どこでもおりれるような体制をきちんと整備しておくべきだと思いますがどうですか。返事ができれば終わりますけど、それぐらいあなた方はおくれてるということを申し上げてるんです。いかがですか。

小森保健福祉部長

これから導入に向けまして、さらに検討していくところでございますけれども、1つは先ほど申し上げました、ピックアップのランデブー拠点というのを確保していくということがあります。それで本格導入に向けましては、試験飛行等も実施をしまして、実際にその地点、地点を確認していくことにより、こういう条件であればここはおとりられる、こういう条件であればここは難しい。一つ一つのランデブーポイントごとに、そういうものを詰めていきたいと考えております。

来代委員

土木にも言いたいことはいっぱいあるけど、もうきょうはやめておきます。とにかく、こういう席で我々が声を荒げて言わんでもいいように、皆さんの対応をお願い申し上げまして終わります。どうぞよろしくお願い致します。

川端委員

おはようございます。今、来代委員のほうからこの県庁の備えについて質問がありましたが、恐らく三連動、四連動ということになると、沿岸地域だけでなく川沿いも大変危なくなると、この前、テレビでも村上教授がおっしゃってありました。この川沿いに建つ重要な防災拠点といいますと、ここ県庁、それから北島の防災センターということになるかと思いますが、もしこの県庁舎が防災対策本部としての機能を失った場合にはどのような計画になっておりますか。

楠本南海地震防災課長

現在であれば、県庁舎についてはまず耐震性の確保はされていると。それと、電源については先ほど御議論があったように、通常電源と県庁舎の非常用電源はかなり難しい。その場合の通信の確保ということで、無線につきましては屋上に衛星の分の発動機がありまして、無線は確保できますので防災拠点としてはまずは本庁舎を前提にしております。

それで災害の態様によりますが、その無線機能というのは北島の防災センターをバックアップとして機能するように確保しております。

県庁舎それから防災センターともに機能が果たせない場合の具体的な計画というのは、まだできておりません。ただし、そのときによって各合同庁舎でありますとか、川島でありますとか、無線機能を確保できるところへ本部を移していかなければならないと考えております。また、暫定高と被害想定に応じた、確実な本部機能を確保するというのはこれからも重要であると考えております。

川端委員

結構です。これまでは二連動を想定しましたから、ここがだめなら北島というふうなことでよかったんですが、恐らく三連動、四連動ということになれば、この本庁舎そして北島というのは職員の執務も十分できないような水浸しの状況となる。そういうこともやはり想定しないといけないと思います。

今後、三連動、四連動の件については想定の中で、本庁と北島だけじゃなくて、それ以外の防災対策本部

の検討も必要なんではないかと思しますのでよろしくお願いいたします。

それから前回、私が質問をいたしました、津波のときの迅速な伝達方法について、これまでの消防分団の鉄塔の上にあるサイレンだけでいいのかと。そしてまた、その配置が時代に十分合った状況になっているのかお尋ねしました。それから警報の発し方も、言葉で言っても風向き等によっては全く聞こえない。何を言ってるのかわからんと、住民の方からよく苦情といいますか指摘をされますので、そのことについて沿岸部の市町村で協議すべきと申し上げたところ、協議会が発足するというふうなニュースを新聞で見たわけですが、この津波警報の伝達迅速化の協議会はいつから始まって、今後どんなふうに進めていくのかお尋ねをいたします。

近藤危機管理政策課長

市町村におけます災害時の情報伝達につきまして先般調査をいたしましたところ、さまざまな課題が出てまいりました。そのため我々としては、沿岸市町村の方に一度お集まりいただき、そのことについて話し合いをしようということで、近々、日程調整しながら実施してまいりたいと考えております。

川端委員

まだ具体的な日時等の計画はできてないということですね。ぜひ、このことについては早いうちに取り組んでいただきたい。また、県内の津波被害が想定される沿岸の市町村は非常に重要ですが、やはり県外から来られた方に対して、また県民が県外に行ったときにも、情報がシンプルにきちっと受けられるようにするには全国的な制度が必要になると思います。ですから、このたびは市町村の意見も十分聞いて、県内の意見を取りまとめた上で、国のほうにもぜひ提言していただいて、全国一律の警報システムの構築に向かって努力していただきたいと思いますが、このことについてはどのように考えられますか。

近藤危機管理政策課長

このたび、中央防災会議の最終報告案が出たところでございますけれども、それに関しましてもあらゆる手段の活用で津波情報を伝えるべきで、携帯電話への津波警報の一斉メール送信など、伝達手段の多重化を早期に図る必要があるということでございますので、そういうふうなことも国としても今後真剣に考えていかなければならないと思います。我々としても沿岸市町村の担当と協力しながら、そういうことも協議をしてまいりたいと考えております。

川端委員

ぜひ、県内だけの統一の仕組みっていうんでなくて、もっと広範囲を想定した警報のあり方を関西広域連合等でも御議論していただいて、そこから全国に発信できたらいいのかなというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

それから、8月27日、28日に行われました防災・減災フォーラム2011in徳島に私も参加いたしまして、2日目に行われました分科会は医療、保健、福祉の分科会に出席いたしました。この中で、医療面でこのたびの東日本の救済に行かれたボランティアの先生方の生のお声をいろいろお聞きしましたが、現地では情報

の一元化、共有化ができていないと。せっかく救援物資、薬、いろんな機材等が到着しても、それを適切に被災地各所に送るのがうまくいかなかったということでありました。

そこで望まれるのが、コーディネーターという役割の方のようです。エリアライン制という言葉も出ておりましたが、エリアごとに担当を置く。そして担当の養成は既にしておかないといけないということでしたが、このことについては今後本県ではどのように進めようと考えられておりますか。

山本保健福祉政策課長

今、委員から医療面を中心に、被災地支援から得られた教訓に基づいてのコーディネーターの重要性というような御質問がありました。我々といしまして、今回、保健福祉部の関係でございますと、医療を初めといたしまして保健衛生部門あるいは福祉の分野が一体となりまして発生直後のDMATの派遣、あるいは3月16日からは被災地支援に入っております、その支援活動の中でさまざまな教訓を得ているところでございます。委員からもお話がございましたように、例えば、本県を初めとして多くの自治体あるいは支援団体が被災地、避難所に入りまして、さまざまな活動をしているわけでございますけれど、非常に異常な状況であったことが前提にはなりますが、地元自治体とさまざまな支援団体との情報の共有化、被災地ニーズの情報の共有化などがなかなか図られていなかった。あるいは、限られた人的、物的資源をどういう形で必要とところに適正に配置していくのか、そのあたりのトータルマネジメントをだれがどうされていくのか、そんな点の指揮命令系統が十分でなかった、混乱していた等々の課題も浮き彫りになってきてました。

そういう状況の中で、6月議会で予算をお認めいただいたところでございますけれども、そうした被災地支援の活動を通じまして、被災地の対応をするコーディネーターの役割、指揮命令をとる方の役割というのが非常に重要だということを改めて認識したところでございまして、そうした観点から現在、保健福祉関係の医療部門、保健衛生部門、薬剤関係の部門、それから介護福祉の部門、この4つの分野でそれぞれコーディネーターを養成していこうということで、各部門において検討を進め始めたところでございますし、この4つの分野の連携というようなこと、あるいは地域の連携というようなことも観点に、今年度さまざまな議論をして、コーディネーターを養成していきたいと考えているところでございます。

川端委員

組織的にやってるっていうのがよくわかります。どういう団体を集めて養成するんでしょうかね。これからどのように進めていこうとしてるんですか。協議会でもつくるんですか。

山本保健福祉政策課長

先ほども御答弁申しましたように、4分野それぞれで現在検討を始めてございまして、まず私のほうからは特に保健衛生部門についての取り組み、現在の検討状況を御報告させていただきまして、医療の部門につきましても、後ほど担当の課長から御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず保健衛生部門で申しますと、基本的には各保健所の所長に中心になっていただいて、その方たちに圏域のチーフのコーディネーターを担っていただきまして、そのスタッフ的にサブコーディネーターという形でベテランの保健師がスタッフとしてつくというような体制を考えてございます。さらに全県の対応といたしまし

では、本庁で総括のコーディネーターという形で医療の専門の方にトップになっていただきまして、かつ徳島保健所、これは県で最も大きな保健所でございますので、その保健所の所長にも入っていただくような形で、市町村とも連携をとりながら、そのコーディネーターの役割について整理をしているところでございます。

木下医療政策課長

災害医療のコーディネーターの関係で、医療面についての御説明をさせていただきます。

本年8月1日に今回の大震災を受けまして、関係機関のさらなる連携強化を図るということで、徳島県災害医療対策協議会を立ち上げまして、検討を進めているところでございます。構成メンバーとしましては、災害時の中心的な医療を担う災害拠点病院、それから消防機関、医師会、もちろん行政も入りまして、そのメンバーで検討を進めているところでございます。その中の1つの項目としまして、災害時コーディネーターの養成ということも考えておりますが、災害時に特に力を発揮していただけるのが災害拠点病院になるかと思えますので、ここを中心とした養成ということを考えております。

川端委員

まだほかにありますか。

尾崎薬務課長

コーディネーターの1つに薬務コーディネーターというのがありまして、このコーディネーターにつきましては、その構成組織として行政薬剤師が中心になりまして、それから薬剤師会、病院薬剤師会、物資の関係で協定を巻いております卸業協会であったり、製薬協会ももちろん入ってくるんですが、県庁に本部を置きまして、医療圏ごとに地域のコーディネーターを置くと。そして、その周辺に開局薬剤師もおいでますので、地区コーディネーターというのも置きまして、地区、地域、それから本部というふうな連携をとって、さらには医療コーディネーターとも連携を図りながらやっていきたいという構想で、現在、検討を進めているところでございます。

川端委員

今の話を聞きますと、医療という切り口が非常によく伝わってくるわけなんですけど、福祉という視点が少し欠けているのかなという感じがしますね。

森長寿介護課長

失礼いたしました。4つのコーディネーターの中には介護福祉コーディネーターというものもございます。今回の大震災におきましても介護チームを派遣したところでございまして、介護職員の供給ということを主にやっております。

介護職員につきましては、被災地におきましては避難所、それに被災を受けた介護施設、在宅等いろんなところで需要が発生いたします。それについての供給のコーディネートをするという役割を想定しておりまして、老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会等の御協力を得まして、そういったコーディネーターによる

派遣を行いたいと思っております。コーディネートを行うにつきましては、民間の介護職員さんを活用させていただくわけではございますが、やはり県が主導してコーディネートするということが必要だと思っておりますので、長寿介護課、各県民局の福祉担当をコーディネーターとして想定をしております、今後そういった養成に取り組んでまいりたいと考えております。

川端委員

医療に属するんですが歯科の分野ですね。歯科の部分というのも災害時には非常に重要な職種でありまして、こういう方も災害のそういう対策の検討の場に加えていくということは非常に重要なんではないかと思いますが、そのことについてどうでしょうか。

木下医療政策課長

先ほど、災害医療対策協議会の設置について御説明させていただいたんですけども、歯科医師会それから看護協会とか関係する団体に参加いただいております。

川端委員

よく聞くと、かなり全体的に網羅できているということで安心しましたが、そこで今度は歯科の業務に絞って、県警本部のほうにお尋ねしたいと思います。このたび県警は被災地に大勢の警察官を派遣して、さまざまな業務をやられたというふうに聞いておりますが、まずは県警が東北地方へ災害派遣されて、このときにいろいろと経験されたことについてどのような教訓を得て帰ってこられたのかということについてお尋ねします。

寺田警備課長

今回の東日本大震災に特別派遣された部隊員がどういう教訓を得たかという御質問でございますけども、今回の大震災に伴い、これまで県警察からは広域緊急援助隊、交通、警備、刑事でありますとか、あと機動隊とか第二機動隊、こういった部隊を 11 部隊、35 回、日数にすると 444 日、延べ 460 名を被災地に派遣しております。派遣部隊の多くの職員から、その経験に基づく生の声もたらされているところであります。例えばどういうものがあるかと申しますと、救出、救助現場では瓦れきの中を搜索することになりますので、廃材から出ているくぎを踏み抜かないように、活動用の靴には鉄板を入れておく必要があること、また瓦れきをかき分けて搜索する際には、とびぐちやヘッドライトが有用であるということ、またほこりや粉じんが舞う現場ではマスクとかゴーグルが必要であるということが言われております。

また検視を担当した班からは、検視場所をあらかじめ自治体と協議して施設を決めておくことが望ましいこととか、また検視等に必要な装備、資機材の備蓄が必要でないかということ、また派遣職員に関しましては、悲惨な現場で救出作業に当たるわけでございますので、職員のメンタルヘルスケアや健康診断が必要と、いろいろな意見がございます。

県警察としましては、現在このような体験を教訓といたしまして、東日本大震災のような大震災や大災害が本県で発生するのに備えまして、装備、資機材等でできるものは早期に整備して、また防災関係機関との連携が必要なものについては、今後一層の連携強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

川端委員

さまざまな経験をされたということはよくわかりました。そこで、特に警察の業務の中で、救援、救助、交通整備等ありますが、多くの方が被災して亡くなられるといったことに対して、それが本当に被災して亡くなったのかどうか、いわゆる検視業務ですね、これが非常に重要であったかと思います。しかも、あのような一度にたくさんの方の検視をするということは普段では決していないことですね。

それからもう一つ、その検視とあわせて大事なのが身元確認です。亡くなった方がどこの方なのか。この調査は、役場も流されて住民台帳もないような状況の中で、大変苦労されたと思いますが、この2点についてどのような経験をして徳島でどのように生かしていこうと考えておられるのかお尋ねします。

寺田警備課長

ただいまの検視業務に関する御質問でございますけども、今回の東日本大震災におきましては、本県から広域緊急援助隊の刑事部隊が宮城県に3回出動しております。延べ 30 人の捜査員が宮城県へ行きまして、石巻北高校飯野川校とか、また南三陸町のベイサイドアリーナといったところで、314 体の御遺体の検視を実施しているところでございます。今後、東海、東南海、南海地震等の地震に備えまして、この派遣経験を生かして迅速、的確な検視業務、また身元確認業務ができますよう、次の点について見直し、充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

まず1点目は検視場所の確保についてであります。やはり沿岸部であれば、津波の被害によって避難場所なども流されているところも多数あり、場所によってプレハブの仮設住宅の中で検視等を行ったこともございます。今回、宮城県におきましては学校の体育館とか自治体の公共施設等、23 カ所の検視場所が設けられておりましたけれども、いずれの施設も遺体安置場所と検視場所が同一でございました。遺体確認に訪れます御遺族の御心情を考慮すれば、目に触れる形での検視を避けるため、少なくともパーテーション等で遺体安置場所と検視場所を区別することが望ましいと思います。こういったことについては今後、県、市町村等々と協議を重ねてまいりたいと考えております。

2つ目は検視体制の確保でございますけども、現在、県警察の警備計画では捜査第一課の上席検視官以下 72 名の体制で県内の検視に当たることとしております。しかし、先ほども申しましたとおり、多くの検視場所を確保すればするほど、各検視場所に必要な警察官を配置する必要があることから、今後、震災時の検視業務に係る人員の増強等を検討してまいりたいと思っております。

また、震災がもし発生すれば、今回の東北地方も同じでしたけれども、全国から広域緊急援助隊の刑事部隊が被災県に派遣されて検視業務に従事しております。この広域緊急援助隊というのは全国に今、4,700 名が指定されておりますけども、そのうちの 630 名が検視業務を行う刑事部隊であります。もし、大震災で本県で発生した場合は全国の刑事部隊が交代で応援派遣されることが予想されます。これらの応援派遣部隊を考慮した上での体制の充実を図ってまいりたいと思います。

また、平素から警察官だけでなく、検視には検案医師とか歯科医師等々の御協力も当然必要でございますので、医師会とか歯科医師会等関係機関と緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

川端委員

本当に警察官だけでは検視業務は十分できないというふうに思います。事態が発生する前に関係団体との密接な関係をつくっていただきたいと思います。

そして今お聞きしましたら、例えば体育館の中で、避難所に避難されてる方の傍らに御遺体がずらっと並んだという状況のようですね。大勢の方を収容する施設というのは指定するのも難しいでしょうね。しかしこれも危機管理部としては避難所のあり方の中に、御遺体の検案のような業務も、避難所の中で現実には行われているんだということも想定した避難所のあり方を検討していただきたいと思います。冬場だと余りにおいは出ませんが、これが猛暑の中で災害が発生した場合には大変なことになってくる。より過酷な現場の状況になるんだと思うんですが、常日ごろから遺体安置場所、検視場所はここ、そして避難される住民の方々のエリアはここというふうに決めておく必要もあるのではないかと思います。そしてまた、御遺体を入れるビニールの袋、そういうものも十分必要だと思いますし、場合によったら冷やすというふうなことでドライアイス等も大量に必要になってくるということもぜひ想定しながら準備を進めていただきたいと思います。そして個人識別については、今お話がなかったんですが、いわゆる身元確認はどのようにされていきましたか。

寺田警備課長

ただいま、身元の確認ということでございますけども、身元確認には当然、顔等がはっきりしておれば顔等で識別もできますし、名前等々がつけられたものを所持しておれば当然そういったものからも確認はできますが、やはり時間とともに腐敗していったり、また御遺体もばらばらとなっているものもあろうかと思います。そういったときはやはりDNA鑑定というのが一番重要になってくるのではないかと考えております。

当然、本県におきましても科学捜査研究所において、DNA鑑定を行う者を常に置いているところでございますけども、現在のところDNA鑑定人は3名、補助者が2名の5名でありまして、平成22年、23年度に各1名を増員して現在の5名体制ということでやっておるわけでございます。

川端委員

3名と補助者2名というようなDNAの専門家。これは災害時だけでなく、最近の犯罪の警察捜査の中で、DNAの位置づけというのはこれまで以上に大きくなっているのではないかと思います。ですから、ぜひ現状に合う形で、そしてまた将来にも備えられる形でDNA鑑定の警察職員をしっかりと必要数を検討していただきたいというふうに思います。この件について、計画はございますか。

寺田警備課長

DNA鑑定人となるためには、今現在、専門の鑑定人は3名、補助者は2名と申しましたが、補助者として採用いたしましても約5年の経験と警察庁の科学警察研究所における教養を経まして、同所長が交付するDNA型鑑定資格認定書を得て初めて正式なDNA鑑定技術職員となります。ということで養成に非常に長く期間がかかるということでございますが、今後のDNA型鑑定の需要を考えますとますますの体制の増強というのが必要と考えておりますので、関係部局において体制強化に向けて検討してまいりたいと考えております。

川端委員

一足飛びにDNAに行きましたけど、現場ではDNAも非常に重要ですけども、やはり個人識別では歯型っていうのが一番重要なんではないかと思います。そこで、歯科医師会の先生方が遺体安置所のほうに向いて、そして歯型のレントゲン撮影等調査をすることになると思うんですね。ですからそういった場合の歯科医師会の先生方が活躍できる環境が準備されているのか。つまり、専門的にはオルソパントモグラフィーといいますけれども、歯の断層写真ですね。ああいうものはそんなに高価なものではないようですが、備品の中でも、そういうものをしっかり備えておく。各避難所に1個ずつぐらいはどうしても必要かと思いますが、そういうことは検討されておりますか。

寺田警備課長

ただいま、委員のほうからオルソパントモグラフィーの話がございましたけれども、これは、本来は歯科病院において歯科のパノラマ写真を撮影するというのが本来の目的でございますけども、これが寝かされている死体について使用可能かどうかというのは現在のところ不明でございます。本県ではこの機械を検案に使用したという話は聞いておりませんので、今後、関係者の御意見等を聞かせていただきたいと考えております。

川端委員

普通の死体と違って、腐敗もするし、傷も多くて悲惨な状況の中で、やっと歯だけでも情報源として得て、それをもとに身元を確定ということが非常に重要になってくると思います。このたびの東日本の教訓を生かして、歯科医師会の御意見なんかを聞きながら、必要とあらばそういうふうなことも今後、検討いただければと要望しておきます。

それから警察の関係としては、緊急輸送路の交通整備があったと思います。本県でも三連動地震が起こった場合に、緊急輸送路の確保っていうのは警察の大きな役割になるかと思うんですね。外から入ってくる信号はほとんど赤にして、その幹線部分は通すというようなことになろうかと思いますが、このたび、東日本にはたくさんの警察官が出て、手でやりましたね。我々が被災地に行ったときも信号はとまっていて、警察官がバトカーをたくさん並べてやりましたね。ああいうふうなこともいいんですが、あれが機械化できたら、つまり停電でもちゃんとつく信号、こういうのが開発されているようですが、この件について県警はどのように考えておられますか。

寺田警備課長

ただいまの御質問につきましては、停電しても消えない信号機ということの御質問だろうと思います。

本県でも他県同様、従来はディーゼルエンジンを用いた自動起動型信号機電源付加装置とか小型のガソリンエンジンを用いた可搬型信号機電源付加装置というのを使っております。これらの装置は取り付けや作動するまでに時間を要しまして、一時的な停電が避けられないという弱みがあるのと、交差点に設置する自動起動型というのは、機体本体が大きくて、定期的な燃料の補給とか点検等のメンテナンスが必要等々の

問題解決が必要となってきます。このことから県警察では、平成 21 年 7 月に三洋電機の御協力を得まして、発電機を使用するかわりに、小型で高効率の充電式二次電池であるリチウムイオン電池を用いた静止型信号機電源付加装置というのを開発し、実用化しております。普段は四国電力のほうから電力をいただいて充電しておりますが、いざ震災等で停電した場合にはこれが自動的に起動しまして、信号を滅灯することなく継続して作動させるというような効果がございます。この装置の特徴は、停電時にリチウムイオン電池から瞬時に電源を供給して信号機が滅灯しないというのが 1 つでございます。2 つ目は、従来の発電機内蔵型と比べて、全体の大きさが 10 分の 1 と小さい。また 3 つ目は、燃料補給等の点検作業が不要なため維持管理がよい。4 つ目は、従来の自動起動型と比べて約 3 分の 1 の整備コストということで、現在、県内においても整備を進めているところでございます。

川端委員

災害時、広範囲に電気が供給されないという場合に、緊急輸送路ぐらいは自動的に電気が供給されて、警察官による交通整理じゃなくて、こういうものをしっかりと導入する必要があると思います。県内で幾つ必要なのかちょっとわかりませんが、ぜひ緊急輸送路についてはこういうふうな LED の信号、そしてその下にはリチウム電池というような体制をとっていただきたいと要望しておきたいと思います。

それともう最後になりましたが、緊急輸送路の問題は迂回路があるから、緊急輸送路が確保できるんです。県南部では迂回路がないために緊急輸送路さえ指定できないという地域があると思いますが、この点についても早急に対応していただきたいと思いますが最後にこの御所見をいただいて終わりたいと思います。

百々道路整備課長

ただいま、県南地域の緊急輸送路の迂回路の確保についての御質問をいただきました。県南部におきましては、国道 55 号が唯一の幹線道路でございまして、この道路が第一次緊急輸送路として現在指定されておまして、これにかかります道路は今のところないという状況でございます。現在の津波予想におきましても約 20% ほどが浸水のおそれのある区間ということで、これらについては委員御指摘のように迂回路の確保が大変重要と認識しております。現在、この補完ルートの確保ということで浸水エリアの把握を実施しておまして、その中でこういった迂回ルートが確保できるかということを、県道、市町村道含めて検討を行っているところでございます。

岸本委員

お昼に近くなりましたので、1 点だけ確認をさせていただきたいと思います。

災害が起こった場合の避難という観点からお伺いしたいというふうに思います。避難するといえますと、もちろん住民の方々の意識が非常に大事だと思いますが、過去に、チリ沖地震で津波が来ると、それから今回の東日本大震災の津波ということで、本県の住民の方々の避難状況について、どのように分析されているのかということをまずお伺いします。

楠本南海地震防災課長

津波避難勧告等に関しましての避難率でございますが、まずチリ津波の際の避難率でございますが、消防庁等で調査した分では0.9%。東日本大震災に関しましてはマスコミ等で5.0%というような数字が出ておりますが、チリ津波、東日本大震災の際に避難所へ避難してきた人の数を市町村等で調べたものがございまして、実際には避難所以外に逃げられた方もいらっしゃるんですが、その避難動向調査によりますとチリ津波につきましては19.4%、東日本大震災の際につきましては沿岸9市町で31.3%というような数字でございました。

岸本委員

高い低いということについて言及がなかったんですけども、そりゃ100%避難するほうがいいですよね。そういったことでどういったことに課題があるか、分析といった点で御答弁をいただけますか。

楠本南海地震防災課長

まず津波警報等に関する意識の問題がございます。過去にも海外ではスマトラ地震などの津波被害が映像等も報道されましたが、やはり近年、津波注意報、津波警報が出た際に、実際に到達した津波については、ほぼ観測できないといったこともありまして、また、避難勧告した場合にトラブルが起こったりということもございまして、東日本大震災が起こるまでは、気象庁の警報の出し方も、オオカミが来るぞと言われるように、実際の津波の到達自体が低いということもあって、チリ津波のときは実際の避難率は低かったという問題ございました。

それで東日本大震災の際、徳島でも実際に避難勧告も出まして、特に避難指示が出ました4市町に関しましては、5割近くの避難率というのがアンケートで出ております。

気象庁も警報の出し方、それから精度を高めるというようなことが検討されておりまして、行政側も的確な避難指示とか確実に住民の方に情報の伝達ができるように、それからやはり一番はそれぞれの意識の啓発が根底にあるということで、今年度は住民参加型の訓練でありますとか、そういった意識啓発事業というのも継続的に実施していく必要があると考えております。

岸本委員

ちょっと今の答弁の中に次の質問が入っておったんですけど、今年度は住民参加型であったり、意識啓発型の訓練をしていくという話ですが、前年度と違って今年度はどういうふうになったのか、どうふえたのか。件数がふえたのなら件数で、中身が充実したのなら中身で、どういうポイントで訓練をするというようなことで説明してもらえますか。

楠本南海地震防災課長

今年度につきましては、県におきましても9月1日、阿南で石油コンビナート等の訓練を実施し、阿南市にも御協力をいただきまして、新たな形の夜間避難訓練の実施をしました。それと今、市町村で予定しているのは、それぞれ市町村における参加者でございますが大体1万6,000人くらいの方を対象とした避難訓練とい

うのを、今年度予定しているところが多くふえております。前年度との比較というのは、今それだけに特化した数字がございませんので、お答えはできません。訓練につきましては、やっぱり東日本大震災を教訓として、まず津波に関しましての伝達でありますとか避難訓練というのは、やはり今年度は重要であると考えております。

岸本委員

想定がなかなか出ない中、訓練もしづらいというふうには思うんですが、私の質問は、先ほど意識の問題だとおっしゃいましたが、それを啓発していかなければならないといったところが非常に大事だという分析になってますので、警報の出し方であったり、行政の伝達の仕方、こういったところは行政のほうで工夫できますけど、住民の方にその意識を啓発していくための、従来までとは違った計画、この辺ができていくかということでございます。

楠本南海地震防災課長

普及啓発につきましては、これはもう継続的に行うということで、従来とは違ったというよりも継続して定着させていくことが重要でございます。やはり災害が起こったときには意識が向上しますので、これをいかに継続して定着させていくかということで、今回も防災センターの寄り合い防災講座でありますとか研修というのは、既に前年度の年間参加数を上回るような参加をいただいております。それから学校における訓練でありますとか、そういった啓発というのは、今は意識は高くなっておりますが、これをいかに継続していくか、それとやはりいろんな方が参加できるような講座のあり方や、東日本を教訓とした教材の充実等を、新たな面としては検討していかなければならないと考えております。

岸本委員

避難訓練について継続してやっていくということですが、今までもしておった結果が50%です。沿岸部の本来意識が高いと言われるところでさえ50%だったと。意識の高い状況を継続させるというふうなお答えをいただきましたけども、それをどうやって実現していくのが問題です。

楠本南海地震防災課長

東日本大震災発生の際の大津波警報でございますが、その避難に関しましては、多くの方が会社等で働いておられる状況でございました。これに関して避難させるのがいいのか、それとも事業を継続をして、その場にとどまるのがいいのかという問題もございました。県庁も同じでございますが、発生時間によれば働いているということもありますので、やはり企業のほうの意識の啓発でありますとか、産業界全般の御協力もいただきまして、組織としての避難意識の向上とか、これも従来取り組んでおりますが、より一層の御協力をいただきながら、普及啓発を定着させていくべきだと考えております。

岸本委員

今の、より一層というのはどんな具体策なんですか。東日本大震災から半年間たって、想定も年内に出る

という状況も踏まえて、年度末までに、あるいは次年度にはそういった計画を何力所の企業に話をするのか。屋間の災害はどうする、晩に起こったらどうするという計画について、どうなっているんですか。

今後より一層やっていくことはよく伝わりますよ。その具体的な中身ですよ。その辺についてあればお聞かせいただきたい。スケジュール感でもいいですよ。

楠本南海地震防災課長

普及啓発につきましては、自主防災組織や市町村の学校のほうに私どもも直接出向いて普及啓発させていただいておりますし、寄り合い防災講座もやっております。そういった普及啓発については年間スケジュールで行っております。また、新たな課題としましては、具体的に申しますと、避難の際の率先避難者等のリーダーの養成、そういった人材養成について講座の充実等をしていこうと検討しているところでございます。

岸本委員

今やっているようなことは、昨年もしてたんじゃないですか。こんなことに新たに組みますっていうのが少ないと感じましたのでね。想定がないとやはりなかなか進みませんけども、年度内にはその想定を踏まえて、こうしたい、ああしたいということをもう少し出していきたいなと。次の11月議会、それからその後の2月議会でも、ずっと後追いさせていきたいなと思います。

これは冒頭、来代委員も皆さんの意識にちょっと触れられましたけども、本当に書くだけじゃなくて、図っていただきたい。

最後になりましたけど、この合同防災訓練の資料が配られましたんで、その辺をちょっとお尋ねします。まず、目的の県民の防災意識の高揚を図る、小学校の防災教育の充実を図る、これはどのようにして図るんです。県民の防災意識の高揚を図ると書いてますけど、具体的にどのように高揚を図るのか教えていただきたい。従来と違ってね。

楠本南海地震防災課長

従来と違うということでございますが、避難意識の醸成、それはやはり粘り強く住民の方に訓練への参加の機会をふやすといったことでございますので、特別に新しくというのはなかなかないので、やはり継続的に出向きまして、地域で話し合い、自主防災活動でありますとか、そういった中で、避難の啓発というのを継続していくことが重要でございまして、新しいことというのはなかなか難しいと考えております。

今回、訓練につきましては、近畿府県の関係機関であります。自衛隊等多くの参加がございまして、そういった中で直接、学校の児童の方に参加していただいたり、同時に防災フェスタも開催しますので、企業の取り組みなどにも触れていただきまして、それぞれ考えていただく。地域や学校で訓練に取り組むきっかけとなるように実施するものでございます。

岸本委員

せっかく、この近畿府県合同防災訓練が今年度徳島で行われるんですし、それから大震災から半年ということですので、新しいものじゃなくて住民に参加いただいと言うのであれば、参加目標を立てて、参加人員

を市町村に割り当てる。目標を立てて、もっともっと大きな計画にしていくことが必要だと思います。

小学校の防災教育の充実を図る、これはどうやって図っていくのか。この機会をとらまえて、校長先生は全員参加とか、県民にはテレビで見てもらおうとか、マスコミの皆さんもたくさんいらっしゃいますけども、これらを利用してPRしていったほしいと思います。部長のこの合同訓練にける決意をお聞かせいただいて終わります。

中張危機管理部長

近畿府県合同防災訓練についての御質問でございます。これについては7年に1回ということで非常に重要な訓練と位置づけしておりまして、先ほども言いました防災意識の高揚という部分については、まだ今、内容を詰めている途中でございますけれども、小学生の防災体験をいろいろな形で組み合わせていくとか、そういう形で実際に経験して、防災意識を高めていくというようなことも考えておりますし、また新たな取り組みとして艦船を使った防災訓練、これは今までにはやっておりません。そういう形のものを取り入れながら、いろいろな方に来ていただきたいということで我々も案内をしておりますし、また小松島市を中心に多くの方に見学に来ていただくよう、しっかりとPRしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

南委員長

午食のため休憩します。(12 時 12 分)

南委員長

委員会を再開します。(13 時 20 分)

質疑をどうぞ。

達田委員

それでは何点かお尋ねさせていただきます。1つは液状化の問題なんですけれども、大きな津波にどう対応するかということもとても大事なことですけども、もし津波が来なかったとしても、液状化でかなり被害が出るんじゃないかという想定がされておりますね。徳島県のホームページにも、液状化の危険度予測図っていうのを出しているんですけども、これを見ますと鳴門、徳島、小松島、阿南と沿岸部で非常に大きな被害が予測されています。今回の東日本大震災で津波にやられなかったところも、液状化の被害が非常に大きかったということで、特に関東なんかは津波の被害は何にもなかったんですけども、液状化の被害が大きいうことで、住宅が傾斜するとか、道路とか地盤の沈下、それから河川堤防なんかも破損したり、水道管やガス管が切断されるということで大きな被害でした。国土交通省の関東地方整備局の報告によりますと、東北のほうを除いた関東だけで、1都6県 96 市町村の 184 カ所で液状化の被害が確認されたと言われております。

そしてこの報告の中で、液状化の発生地域はおおむね明治以降の埋立地と一致している点が重要であると、指摘をしているわけですね。そうしますと徳島県内でもそういうところはたくさんあると思います。この図にかかっているのは沿岸部なんですけれども、内陸部のほうでもそういう被害が起きてくるんじゃないかと思う

んですが、これはまた後にしまして、こういうふうになりますと、津波が来ても、揺れによる被害でも、液状化の被害でも、心配されますのは、まず飲み水がないこと。それからトイレが使えないとか、本当に生活にどうしても必要なものがなくなってしまうんじゃないかという心配です。ライフラインですね。飲み水、電気、それから下水がなかったらトイレもなかなか使えませんけれども、そういう場合にどうするんかということでお尋ねしたいんですけれども、今現在、上水道管、下水道管の耐震化の状況がどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

竹内生活衛生課長

まず水道管路の耐震化の状況でございますが、徳島県全体の耐震化の状況といたしまして、基幹管路でございますが、これにつきましては13.3%の耐震化を持っております。全国平均では17.2%という状況でございます。

植田下水環境課長

私どものほうからは県内の下水道関係の耐震化の状況について御報告させていただきます。

現在供用いたしております本県の下水道施設といたしましては、県が管理いたしております旧吉野川流域下水道と市町が管理をいたしております公共下水道が13ございます。

まず、県が管理いたしております旧吉野川流域下水道につきましては、液状化に対しまして、耐震性も含めてでございますが、1995年に発生した兵庫県南部地震以降に改定されました下水道施設の耐震対策指針に基づきまして設計施工がされております。また、市町が管理いたしております公共下水道につきましても、多くの市町では県と同様の施工指針に基づき施工がされておるところでございます。

いずれにいたしましても、現在、国や下水道地震津波対策技術検討委員会といったところによりまして、想定を上回るような今後の地震津波想定が検討されておりますので、今後、その動向また本県における地震規模、津波高さ、こういったものの見直し状況も踏まえまして、対応していきたいというふう考えております。

達田委員

お聞きしますと、下水道のほうは比較的新しい、阪神大震災以降の施設が多いということで、耐震化のほうはおおむね大丈夫なんじゃないかと思えるんですけれども、これはあくまでも津波被害っていうのはなかったと想定してですね。でも東北のほうでは、沿岸部の終末処理場がことごとく壊れているという状況からしましても、対策が必要になってくるんじゃないかと思えます。

それと上水道のほうなんですけども、人間は本当に飲み水がなかったら生きていけないわけなんですけれども、まだ全国平均の耐震化率っていうのも低いんですけれども、徳島県内はそれにも増して低いということなんですけども、ちょうどこの図にかかれております沿岸部の4市、鳴門、徳島、小松島、阿南それぞれの耐震化率はどういうふうになっているのでしょうか。

竹内生活衛生課長

徳島、鳴門、阿南、小松島それぞれの水道管路の耐震化でございますが、徳島市につきましては 41.2%、鳴門市につきましては 10.8%、阿南市につきましては 6.2%、小松島市につきましては 8.2%でございます。

達田委員

徳島市が一番進んでいると思いますが、やっぱり被災をした場合に、水道がやられてしまうんじゃないかという心配は大きいと思うんですね。この水道管というのは市町村がやってますので、市がやってくれたらいいんだということになるかと思うんですけども、やっぱり物すごく広い面積の水道管の耐震化を進めなければならないということで、先日も阿南市議会の議論の様子をお聞きいたしますと、やりたいのはやりたいけれども、非常に広い範囲を耐震化せないかん、莫大な経費もかかるということで、ちょっとずつしか進んでいかないという状況で、職員の方も非常に苦悩されている様子が明らかになってきたわけなんですけども、今のこの水道管の耐震化のこういう数字ですね、この現状を県としてはどのように受けとめておられるのでしょうか。

竹内生活衛生課長

委員も言われましたように、地震発生時における被災地の命を守る飲料水、医療用水、消火用水など水の確保は必要不可欠であり、そのため水道の地震対策につきましては非常に重要な課題と考えております。このため県といたしましても地震防災対策行動計画におきまして、ライフライン対策の一環として水道に関する取り組みを掲げているところでございます。

まず水道施設耐震化計画の策定の促進でございますが、水道の地震対策につきましては1つには給水に重大な影響を及ぼさないための施設の耐震化、それともう一つは断水が生じて、必要最小限の水を確保するための応急給水、それと応急復旧、この体制づくりが必要と考えております。水道施設耐震化計画につきましては、こうした対策につきまして、水道事業者である市町村に対しまして、まず現状の水道施設の被害想定を行っていただきまして、これに基づいた応急給水、応急復旧の水道の水量や、基幹との整合のとれた施設、これを目標といたしまして、順次計画的に耐震化を進めていただくこととしております。また、スムーズに耐震化が進むように、まず老朽管等についてチェックしていただきまして、更新することとしております。

達田委員

老朽管が非常に多いという中で、その工事を進めていくというのも大変なことだと思うんですけども、やっぱりお金ですよね。財源がどうなるかということで、もうなかなか進められないという現状があると思うんですけども、県として、国に対しても、やっぱり飲み水を確保するっていう観点から、水道管を守るっていう事業に対して、やっぱり国からのお金が出るようにということで、働きかけをしなきゃいけないんじゃないかと思うんですけども、そういうのは進んでいるのでしょうか。

竹内生活衛生課長

水道の耐震化の促進につきましては国のほうの補助の問題が1つございます。やはり市町村の財源は非常に厳しい状況もございますし、国のほうの補助で水道の耐震化を図っていくという考え方も1つございます。

ただ、この事業の採択基準っていうのがございまして、この部分につきまして、例えば1トンの水をつくる金額、これが90円以上のところであれば採択、補助ができるというような基準もございます。県といたしましては、事あるたびにこういった採択基準の緩和とか補助率の引き上げ、これにつきましては県としても、また日本水道協会といたしましても、国に対して機会あるたびに要望を行っているところでございます。

達田委員

水道利用者の水道料金が引き上げになるっていうようなことが前提じゃなく、やっぱり防災っていう観点での事業になるように、ぜひお願いしておきたいと思います。

それから、このライフラインの代替機能ですけれども、この緊急提言の中でも脆弱なライフラインの克服っていうのが非常に大事なことだということで、通信、電気、ガス、上下水道の代替機能、これを総点検して、ちゃんとやっていかないかんということで書かれているわけですが、特に飲み水ですね。飲み水の代替機能、それからトイレの代替機能っていうのは、今すぐに被災したとしても大丈夫なんでしょうか。

竹内生活衛生課長

応急給水の部分、応急復旧の部分の御質問と思っております。

1つ目に、県といたしましては、地震発生等によりまして水道の断水被害が生じた場合につきましては、その情報を市町村から速やかに上げていただきまして、被災市町村の応急給水と応急復旧が円滑に実施できるよう調整するとともに、被害が甚大な場合につきましては他の市町村、他県、また国に対して支援要請を行うこととしております。このため、徳島県地震防災対策行動計画に基づきまして、平成18年度に地震時に県のとるべき具体的行動を示す水道応急対策行動計画を策定したところでございます。この策定計画によりまして、支援の要請とか支援の調整を適切に行ってまいり次第でございます。

あと、水道関係の災害援助協定の締結というのもございます。これにつきましては御存じのように、東日本大震災のときも、日本水道協会のほうがいち早く駆けつけまして、応急給水を行ったという形になっております。本県の場合も、この応急給水、応急復旧活動につきましては、市町村間相互の協力体制が不可欠でございまして、現在、県内市町村のうち、上水道業者13市町村におきましては、日本水道協会徳島県支部水道総合応援要綱によりまして、支援体制は確立しております。

また、飲料水だけでなく、災害全般に関する協定書につきましても徳島県東部の12市町村で締結がされているところでございます。

達田委員

支援体制が確立されているということなんですが、3月14日に発見された学校がありましたよね。校庭に大きくSOSが書かれて、水、食料と書かれてたんですね。それまではもちろん、広範囲な支援体制はできていたと思うんですけども、道路が寸断されて、結局発見されなかったわけですね。徳島県でもこういうことが絶対に起きないとは限らないと思うんです。学校など避難所が孤立してしまう。水もとまってしまった、電気もとまってしまった。そういう中で、やっぱり最低でも2日、3日、生き延びていかなければならない。そういう態勢ができていいのかということが、今、問われていると思うんですよ。学校とか公共施設が避難場所とし

て指定をされていますけれども、東北では避難場所に指定されていない学校などにも、相当数、逃げてきたわけですね。逃げてきて、結局、避難場所になったという例もあるということなんですね。

それから考えてみますと、やはりすべての学校、公共施設等に水、食料、毛布などの物資をちゃんと供給できるようにしておかなければならないと思うんですね。絶対に孤立させてはならないと思うんです。しかし、けさの議論でもありましたが、県南部では道が1本しかない。回り道もないってような状況で、これから迂回路を探すんですっていうようなお話ですね。非常におくれております。ですから、孤立をさせないような対策をどうとっていくのか。その辺をきちんと明確に示していただきたいと思います。

楠本南海地震防災課長

災害発生時の孤立化対策につきましては、今回、和歌山でも台風、風水害におきましての孤立化の問題、それから東日本大震災におきましても孤立化の問題がありました。午前中も御議論がありましたように、やはり一番には通信の問題がございます。

今現在も、行政間であれば防災行政無線の整備でありますとか、衛星系の防災行政無線もございます。その中で今、県のほうで市町村にもお願いしまして、NTT以外の通信確保手段があるかどうか、それからNTT回線についても災害時優先電話でありますとか、総点検を実施しております。従来でしたら、市町村役場でありますとか消防といった各防災拠点を無線で結ぶというのがありましたが、やはり避難所の孤立化をどう解消するか、発見して救助に向かうのかという問題がありますので、その間にはいろんな衛星携帯電話の導入でありますとか、災害時により確実な通信の手段というのを、まず検討していきたいと考えております。あとは備蓄の問題をどうするかということも検討の課題だと考えております。

達田委員

たとえ停電しても、いかなる状況になろうとも、通信ができるという手段をちゃんと確立していただきたいということと、それと道路が寸断されて孤立化してしまったという場合でも、やっぱり水があって、御飯を炊いたら生きていけるという状況ですね。とにかく2日か3日は生きていけるんだという状況が必要だと思うんですけれども、今、避難所になっているところで、電気は来ない、水も来ないというふうな状況であっても御飯が炊けるという状況はできておりますでしょうか。

楠本南海地震防災課長

県でしたら防災センター、南部防災センター、各総合県民局等で、災害発生時の資機材の備蓄でありますとか、水、アルファ米、そういったものと炊飯器具等の備蓄もございます。市町村におかれましては、地元の防火クラブや自主防災組織でも炊き出しの訓練がされておりますが、それぞれ避難所においては、学校でありましたら給食センターから配膳するようになっているんですが、そういったいろんな形態がございますので、今、調査では食料、飲料の備蓄状況は調査しておりますが、その炊き出し用具については現在、手元には資料を持っておりません。

達田委員

防災センター等にはアルファ米とかそういうものが備蓄されていると思うんです。ただ、こういうふうに孤立

をしてしまったところに、すぐに発見されればいいですけども、発見されなかったという場合に、やっぱり自力で食べ物を見つけていかないといけないわけですね。栄養をとらないと生きていけませんから、やっぱり水とかお米はちゃんとそこに置いておいて、自分たちの力で炊飯をして食べられるっていう状況にしておかないといけないと思うんです。

ですから学校でしたら校庭とかありますので、もし電気、ガスが寸断されてしまったとしても、かまどがあれば御飯が炊けると思うんです。原始的と思われるかもしれませんが、実際に自主防災組織で、各町内でかまどをつくって、炊飯の訓練をしているところもあるわけなんですよ。非常にためになったと町内の方も喜んでおられます。ですから、そういうものを子供たちがいるところにちゃんとつくって、毎年、炊飯訓練するとか、防災訓練の中にそういうものも入れていかなければならないと思うんですよ。ですからぜひ、そういうことをしていただきたいんですけども、そういうふうな備蓄ができるかどうか、構えができるかどうか、お尋ねをしたいと思います。そんなに予算がかかるものじゃないと思いますよ。

楠本南海地震防災課長

おっしゃったような自主防災組織でありますとか、市町村においてそういう体制ができておりますとか、そういった調査もいたしまして、訓練につきましてはやはり子供たちも参加しやすい防災キャンプでありますとか、体験型の訓練も必要と考えておまして、そういった避難訓練、避難所訓練のようなものも教育委員会とか地元とも御相談しながら、新しい訓練を検討していきたいと考えております。

達田委員

ぜひお願いをいたします。

もう一つは、何かあったときに、助けに行かなければいけない施設が安全なのかという問題ですね。行政機能が麻痺しないようにということで、防災会議の専門調査会の最終報告にも書かれておりますように、最大クラスの津波が発生した場合においても、行政、社会機能を維持するために、行政関連施設、避難場所、福祉施設、病院等は浸水リスクが少ない場所に建設すると、こういうふうに書かれておりますね。実はこれ、ローカルな問題で申しわけないんですけども、阿南市の消防本部というのは、実はこの赤い丸印をつけておりますここにございます。今、これは浸水予測はされてないんです。南海地震のときですから、水色にはなっておりませんけれども、想定が新しくされた場合には、ここも水色になるんじゃないかと心配をされております。そして心配なのは、ここは道路がのど首のようになって、1本しかないわけです。もし津波が来なかったとしても、液状化現象などで道路ががたがたになってしまったときに、緊急に助けに行くといっても出動できないんじゃないかという心配がされています。

阿南市民の皆さんが、会う人ごとに、いけるんで、いけるんでと言って、問われるわけです。もし、阿南に大きな地震が来たら、一番に消防本部を助けに行こうなんて話も出てるぐらい、冗談じゃなく本当にそういう話も出ているくらいなんですよ。ですから、やっぱり消防本部は阿南市の問題ではありますけれども、やっぱり県民の命を守るっていう点では、県がやっぱり総括的に責任を持っておられるということですので、この阿南市の消防本部の場所とか、それから今後どうなっていくのかということが非常に市民の方は心配しておりますのでお尋ねしたいと思います。

新居消防保安課長

阿南市消防本部の津波被害、地震被害等の影響ということでございます。阿南市の消防本部は委員も御承知のとおり、平成 15 年 5 月に辰巳工業団地の中に完成しております。当然、耐震構造は十分に備えております。また、津波につきましては、委員がおっしゃったように現在のところ津波浸水被害が生じる場所にはなっておりません。そういうことであの場所に移転になったと思いますけれども、当然のことながら、3.11 の東日本大震災では想定外の大津波が起こったというようなことでございますので、県においては今現在、暫定津波高を検討しております。また国においても同様に検討がなされておるということでございますので、こういう暫定津波高につきましては、タイムリーに情報提供いたしまして、阿南市消防本部の中でも当然、どういう影響を受けるのか、今後の対策をどうとっていったらいいのかというような検討は既になされているやに聞いておりますので、そういうところは県としても積極的にかかわっていきまして、県内の消防力を確保できるように、体制をつくってまいりたいと考えております。

達田委員

ちゃんと進んでいくのかどうかということがはっきりわからなかったんですけども、結局どうしてこうとされているんでしょうか。

新居消防保安課長

委員御承知のとおり、消防というのは市町村消防という原則でございますので、阿南市のほうにおいて、そういう津波高、あるいは地震の影響等が消防本部の庁舎にあるかどうかは既に検討に入られていると聞いておりますので、県としても今後は暫定津波高等が出た段階で、積極的にかかわって、庁舎の安全等、どういう対応がとれるのか一緒になって考えてまいりたいというふうに考えております。

達田委員

ぜひ、市民の心配が解消されていく方向で御対処お願いしたいと思います。

そうしましたら先ほどの関連なんですけれども、学校の防災に関して、避難所の機能を有しているんだということで、震災直後から東北では、非常に学校の先生方が避難所になってないところでも、住民の方が避難されてきて、子供たちの世話と住民の皆さんの世話に、本当に寝食忘れて頑張ってこられたという現状だったそうなんです。先生自身が家族の安否もわからないというような状況になっているにもかかわらず、地域の方や子供たちのお世話を、本当に大変な思いをされてきたわけです。ですから、計画に入っていく方がいいが、学校は避難所に必ずと言っていいほどなっていくわけなんです。いや応なしにそういう状況になっていくと思います。そして先生方もやっぱり積極的に世話をされていくと思うんですよ。ですから本当に学校とかそういうところを避難所に指定されるのであれば、やっぱり教職員の皆さんの意見っていうのをきちんと入れて、計画を立てていくべきだと思うんですけども、今後の防災マニュアルですとか、あるいは地域の防災計画ですとか、そういうものに教職員の皆さんの声がどのように反映されていくのかお尋ねしておきたいと思います。

林体育健康課長

ただいまのお話でございますけれども、学校防災の管理マニュアルを現在、見直しております。本年7月に学校防災管理マニュアルの改訂委員会、そしてワーキンググループを設置いたしまして、マニュアルの改訂作業を今現在、行っているところでございます。

この改訂委員会の中では防災の専門家のアドバイスもいただくとともに、各学校の校種の代表といたしまして、小学校、中学校、高等学校の校長先生に意見をお聞きしております。それで、それぞれの学校の現状でありますとか課題を踏まえて、御意見もいただいております。実際、東日本大震災が起こりまして、その後、被災地のほうで心のケアとか学校再開支援に携わった教職員もたくさんおりまして、その方たちの意見もいただいておりますので、それを積極的にマニュアルの改訂に反映させていこうと思っております。先ほどの避難所運営の支援につきましても、今後マニュアルの中に入れていって、検討していきたいと思っております。

県教育委員会といたしましても、今後さまざまな意見を取り入れまして、実効性のあるものにしていきたいと考えております。

達田委員

教職員の皆さんの声、そして東北の教職員の皆さんの声を参考にして、ぜひ立派な、実際に役に立つ計画ができますように、よろしくお願いいたします。

最後に災害弔慰金とか義援金についてお尋ねをしたいんですが、義援金の問題はもうとにかく本人に渡るのが遅過ぎるということで、議会でも大きな議論になりましたけれども、先日、女川へ赤十字の女性の方たちが炊き出しに行きまして、その惨状にもう本当に胸がつぶれる思いだったと。私たちも視察で見ているので、お話を共感して聞いたんですけども、その惨状もさることながら災害弔慰金で、災害弔慰金は亡くなられたときに男性は500万円、女性は250万円という現実を聞いて、またさらに胸が痛んだというお話なんですね。これについて今、男女で差が設けられているわけですけども、県としてはこれは仕方ないというふうにお考えでしょうか。当然とお考えですか。

大西地域福祉課長

災害弔慰金の御質問でございますけれども、災害弔慰金の支給等に関する法律によりますと、支給額が500万円と250万円なんですけども、この500万円については生計維持者が死亡した場合に500万円。その他の者が死亡した場合に250万円ということで、男性女性という分け方ではございません。

達田委員

これは昭和48年につくられた法律に基づいてるわけなんですけども、先ほどもおっしゃったように生計を維持していた者というふうになっているので、女性が生計を維持していた場合であっても、こういう混乱の中でそういうことは配慮されずに、一律に男性は、女性はというふうに現実的に分けられてしまっているわけなんですよね。家事育児とか介護とか、家事労働については全く評価されていないという面が1つございます。そして災害弔慰金の支給額に差を設けるということは、先ほど言ったように生計維持者と書いてあるから男女

差別には当たらないと言われるかもしれませんが、実質的には男女差別になっているんだということ、炊き出しに行った方々も非常に心を痛めて帰ってきておりました。実は日弁連なんかも、これはおかしいということで国に意見書も出しております。ですから、生計維持者という文言を削って、個人個人に給付するようにするべきだと、法律を変えるべきだというふうに言われてるんですけども、私も全くそのとおりだと思います。法律が昭和 48 年につくられた当時はこれでよかったかもしれませんが、今、社会情勢も大きく変わって、働く女性もたくさんふえているという現状には、全くそぐわないと思います。そこで県としては、こういう状況を続けても当然だと思われるのか、それともやっぱり時代に応じて変えていったほうがいいと思われるか、どうでしょうか。

大西地域福祉課長

今、達田委員のほうからそういった現実があったというようなお話でございますが、ちょっと私はそれに関して十分承知しておりませんが、この法律による生計維持者という方が死亡した場合 500 万円、その他が 250 万円ということで、その対象者といえますか、亡くなられた方によって差が出るとは今のところは認識をしておりますので、現状ではこの制度で運用がなされていくというふうに思っています。

達田委員

もうちょっと勉強していただいて、この法律ができた当時と今の現状とが、どういうふうに違っているのか。なぜ男女共同参画という言葉が出てきたのか、そこももうちょっと考えていただきたいと思います。

結果的に私はこれは男女差別に当たっていると思いますが、この法律の趣旨にのっとって、義援金も配分されているわけですよね。ですから義援金の配分に当たっても非常に格差があるというふうに現地では言われております。女性と男性とでこんなに命の重みが違うのかというふうな声も出てるわけなんですよね。この法律が変わらない限り、こういう現状は解消されないと思いますので、やっぱり国に対してちゃんと個人に対する給付とすべきだというふうに言えるような徳島県になっていただきたいと切望するんですけども、最後に責任のある方に御回答お願いいたします。

小森保健福祉部長

ただいま、達田委員のほうから災害弔慰金に対しての御質問いただきました。

これはおっしゃるとおり昭和 48 年に成立した法律に基づいて、各都道府県が実施しているものであります。法律からしますと、生計中心者、その他という分類がされております。厳格にそれが支給の段階で調査されるかどうか、まずそこに視点を合わせていく必要があると思っております。往々にして災害弔慰金の支給される生計中心者は、現時点の日本社会では、男女共同参画社会とはいいながら男性が多いのかなと。その他に該当する人は女性が多いのかなと。結果としてそうなっているという状況もあるのでないかと認識いたしております。

やはり災害弔慰金の支給に関しましては市町村と県とで共同して事務をしておりますので、それについては適正な状況判断と適正な支給が行われるよう徳島県においても市町村に対して、指導をしてまいりたいと考えております。

それから時代的な背景でございますけれども、御承知のように災害者支援法が阪神淡路大震災以降、順次拡大をしてきております。この法律につきましても、その社会状況あるいは被害の状況等を考えまして、世論の動向あるいは国の財政状況を見ながら順次改善がされてきておるところでございます。災害に関する弔慰金であるとか見舞金といったものについても、今後、国あるいは各都道府県においても、その意識が変わっていくのかなと、国においても検討されていくのかなというふうに思いますけれども、まずは弔慰金については支給の段階で適正な資格審査、状況判断がされることが大事かと考えております。

達田委員

お答えいただきましたけれども、死亡者が生計維持者であるか否かを問わずに、金額を一律にするべきであると私もは思っております。そしてその際に、一家族当たりの現行の支給額を下回らないようにしていくという配慮が必要だと思うんですね。ぜひそういうふうになるようになっていっていただきたいと思うんですね。

義援金も生計維持者云々ございますので、そういうことで分配されますとやはり事実上、生計維持者という男性ということになりますので、男性が亡くなったら 500 万円、女性の場合は 250 万円というように、現実としてあらわれてくるわけなんですね、実際に。ですからそういうことをぜひ解消していただきたいという思いを込めて、強く要望して終わります。

庄野委員

まず先日の台風の 12 号、15 号について、事前委員会でも少し申し上げましたが、ちょうど私が住んでおる地域、南部中学校の校区ですけれども、西須賀町、勝占町、方上町、北山町、その付近が非常に浸水しまして、先日、協議会の会長さんとちょっとお話をしましたら、多々羅川があるすぐ近くの地域なんですけれども、6軒ほど床上浸水して、見舞金を渡したという話をしました。被災された方々には非常に気の毒で、お見舞いを申し上げたいと思うんですけれども、先日の 12 号では、浸水はさほど大したことなかったんですけれども、15 号は非常に水が出まして、出た水がなかなか引かずに非常に困ったと。24 時間も引かずに困っているというふうな状況が見受けられました。まずお聞きしたいのは、徳島市内で床上浸水、床下浸水がどのくらいの数あったんでしょうか。15 号台風で。

楠本南海地震防災課長

12 号及び 15 号に関しまして、床上浸水につきましては徳島市では 57 棟、58 世帯。床下浸水につきましては 203 棟の 204 世帯。徳島市と鳴門市につきましては、まだ確定数値ではなく、調査中でございます。

庄野委員

やっぱり多くの家が床上浸水、床下浸水したということで、この対策をとっていかなければいけないと思っています。ちょうど平成 16 年の台風のときにも、徳島市の多々羅川周辺の家は床上浸水しましたし、今回も同様の状況でありまして非常に水が長期的にたまったというふうなことで、今後、対策していかなければならないのは明白なんですけれども、いろいろお聞きをすると、当日の台風 15 号の雨量が尋常じゃないというふ

うなことで、おおよそ2日間で1,000ミリぐらい徳島市なんかでも降ってるということで、この内水を排除する機能、うちの地域では多々羅川の整備、そして同時に稲の湛水防除事業ということで、大谷前排水っていうんがあるんですけども、この大谷前排水がずっと水路で引っ張ってきて、最終的に新浜のマルナカの横にポンプ場があるんですけども、そこで何とか排水できないかということで、県の農林水産部のほうにもお願いをして、新たに大型のポンプの設置がなされました。私も少しは安心しておったんですけども、今回のような雨が降れば、追いつかなかったというようなことでございまして、もし仮にポンプの新設ができてなかったら、より一層ひどいことになってたんじゃないかなというふうに思います。1,500ミリの直径のポンプが2台と600ミリの直径のポンプが1台、合計で1秒に8.83トンの排出能力があるというポンプが新しくできましたので、非常に助かっており、感謝もしているんですけども、今回の台風時、その排水機場のマニュアルどおりに運転ができたのかどうか。そしてきちんと排水できたけれども、やっぱりこれだけの浸水被害になったのか。その辺の状況をちょっと教えていただきたいと思います。

川崎農業基盤整備課長

農林のほうで整備いたしました当地域の排水機場の運転の状況がどうであったかという御質問かと思うんですけども、台風15号時の排水ポンプの運転状況は、排水機につきましては県営事業で設置いたしまして、現在、管理を勝浦川土地改良区さんに管理委託しておりまして、その管理されている方に運転の状況を聞き取りいたしましたところ、15号台風時、9月19日から運転を開始いたしまして、9月20日、21日、この両日は24時間運転をしていたと聞いております。これは先ほど委員がおっしゃったように、大谷前排水機場、それから勝占の排水機場の2カ所ともがこういった運転をしておりました。

しかしながら排水ポンプを運転し続けると、どうしても水を集めてきます排水路の水位が低下する場合がございます。水位低下が起こりますとポンプが空回りすることもございますので、その管理人さんは常時のその排水路の水位を見ながら、異常な水位低下が起こりそうな場合には、やむを得ずポンプをとめるというようなことで、24時間運転をしておったんですけども、それはずっとではなく、断続的なポンプ運転がされていたというふうに聞いております。

庄野委員

私も見に行きましたけども、排水を吸い上げるようなところに草がいっぱいかかったりして、それをベルトコンベアみたいなので取りながら排水するというので、非常に過酷を極める作業でございますけれども、一生懸命に順調に運営していただいたことに感謝しております。

それで1つ問題は、せっかく大きいポンプができて、水が吸えなくなったら困るんでとめるというふうなことがあって、考え方によっては非常にもったいない話でございまして、あそこの懸案事項はやっぱり水路のしゅんせつ、これがまだできていないように思います。過去にしゅんせつのことを要望した時期もございます。しゅんせつも含めて、予算のこともあるとは思いますが、本当に最近の異常気象で局地的にざっと降ってみたり、ゲリラ豪雨的なものがあつたりですね、今まで住んでる人に聞いたら、40年住んでるけど、こんな初めてじゃというふうな方もおいでました。ポンプは稲の湛水防除の事業のポンプでありますから、住宅がつかないようにこれで全部カバーしてっていうのは無理だと思います。多々羅川は今改修中ではありますが、

事業自体がとまっていますね。用地買収、住宅の移転等々が滞っているような感じがいたしますけれども、ポンプ場でのしゅんせつをお願いするとともに、土木のほうには多々羅川の改修の進捗状況が今のところ一体どうなっているのか、それから今後どのように進める予定なのかを教えていただきたいと思います。

川崎農業基盤整備課長

整備いたしましたポンプの機能が十分に発揮できるように、排水路の整備が必要ではないかというような御質問だったかと思うんですが、現在、ポンプ場はできておりますけれど、事業といたしましては湛水防除事業、勝占地区におきまして排水場から上流へ向けて 550 メーターについての排水路の整備を計画しております。かなり進んでおるんですけど、まだ完成しておりません。この中には委員がおっしゃるしゅんせつの部分もございます。

今年度につきましては、国道 55 号バイパスの上流部の排水路の整備を行うようにしておりますし、今後とも引き続きこの 550 メーター間の水路の整備、しゅんせつなどを進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

秋月河川整備課長

多々羅川の改修についてですけれども、これは昭和 54 年から改修を実施しております。今のところ下流部から JR 橋までの 4,560 メートルの改修を計画しております。それで、下流の 3.1 キロメートルについては完了しております。現在、多々羅川橋から原浦橋までの区間を一連区間というふうに位置づけ重点的にやっています。その中でも地蔵橋までは 150 メートルくらいあるんですけども、これを用地交渉の重点区間と位置づけて実施中であります。

それで経緯なんですけども、御指摘のように用地交渉が難航しておりました。20 年から 21 年につきましては予算的にも休止していたという状況もございます。しかしながら、22 年度からまた再開をいたしております。ことしにつきましては 4,000 万円で用地買収を進めていくということで、今後も粘り強く用地交渉を進めて、工事促進を図ってまいりたいと考えております。

庄野委員

ポンプ場のほうのしゅんせつ等々については引き続き御努力をお願いしておきたいと思います。また多々羅川のほうも本当に用地のことも十分聞いておるんですけど、やっぱりこれだけ川があふれて、あたり一面、海のような感じになってますんで、やっぱりできるだけ早い機会に用地交渉等々も行っていていただいて、早期に改修ができますようお願いしておきたいと思います。

それと、私もインターネットで検索しておって見たんですけども、海部川の河口に鞆浦っていうところがあるんですけども、鞆浦の漁協までは行かんのですけども海部川南岸をずっと通っていったら、渡船が出たりするところに鞆浦の海の公園みたいなのがつくられてるんですね。この公園がよく皆さんに利用されるんですけども、トイレの施設とかがございまして、台風 12 号、15 号で非常にやられまして、トイレの中まで波が来たりして、その写真が載ってたんですけども、非常に傷んでいます。多分、県が補助金か何かでつく

ったんだらうと思うんですが、あそこの改修はどうなってるんですかね。災害の関係で直るようになってるんですか。

大西水産課長

ただいま、海部郡の海陽町、鞆奥漁港手倉地区の被災状況についての御質問ですけれども、この鞆奥漁港手倉地区というのは平成七、八年に漁港環境整備事業におきまして整備されたきれいな海岸になっておるところでございます。この被災状況ですけれども、台風 12 号の上陸、通過による高波によりまして親水護岸が陥没しております。また港内全域の舗装の表面がはがれておりまして、台風の通過後はこの部分について立ち入り禁止の処置をとっております。この対策ですけれども、先ほど申し上げましたが環境整備事業による環境施設というのは、国の災害復旧工事の採択の対象外になっております。ということで、県の単独の事業によりまして、機能の復旧工事を施工の予定でございます。現在、工事の発注の準備をしておりますので、できるだけ早く年度内には完成させたいというふうに考えます。

庄野委員

結構使っている方も多くて、私も何度か立ち寄らせてもらったこともあるんですけども、今年度内にできるということで安心しました。ありがとうございます。

それと、前の議会のときにも少し申し上げたんですが、東北の大震災で、人が大勢行方不明にもなっている中、そっちまではなかなか難しいというような状況もあろうかと思えますけど、被災したペットですね。主に犬が多かったと思いますけど、飼い主がどこに行ったかわからなくなってさまよっているペットを捕獲をして、それをボランティアの方々が飼い主を探し、またその間、飼育をするということでボランティア団体等々が活躍したということをよく聞いております。どのくらいの頭数が救出されて、どのくらいの数が引き取られたのか定かにわからないんですけども、県内でも三連動、四連動に備えて、今はやっぱりペット人口が非常に多くて、本当に家族のように飼われておりまして、ペットのおかげで日々、心がいやされたり生きる希望というのがわいてきたりという事例も多くございまして、その伴侶動物といわれるペットが被災した場合の対応についてお聞きをしたいと思います。

マイクロチップっていうのがございまして、それは皮下に埋め込んで、そんなに大きなものではないんですけども、直径2ミリ、長さ約 12 ミリ、円筒のガラスカプセルを埋め込んで個体識別をするというようなことで、1回埋め込んでおけば半永久的に効力を発して、あとはリーダーで読み取れば、すべて犬や猫の所在がわかるということです。これを県を挙げて取り組んでいけば、被災した犬や猫をきちんと飼い主のところに返すことも早急にできるでありましょうし、また最近、特によく言われるんですけども、放置犬、放置猫、これは捨て猫とかの影響で現在も文化の森の横の神社なんかでも、年間 100 匹もの猫が捨てられて非常に困っております。去勢、避妊をしてそれ以上ふえないようにはしていると聞いてますけれども、マイクロチップを埋め込んでいけば、もし捨てられても所有者はだれなのかということが突きとめられます。徳島県は環境省のモデル事業で先進県であると聞いておりますけれども、防災の観点からもさらに一歩踏み込んで、啓発も含めた県民への呼びかけ、そしてチップの挿入を積極的に進めていけば、防災面、愛護面からも非常に大きな力を発揮するのではないかなと思います。

竹内生活衛生課長

本県のマイクロチップの取り組み状況でございます。委員がおっしゃったようにさきの東日本大震災においても被災したペット動物が保護収容されております。このペットなんですけど、迷子札というのもございますし、マイクロチップもほとんど埋め込まれておりませんので、飼い主に戻すことが非常に困難な形になっております。

本県におきましても近い将来に起こり得る南海、東南海、四連動の地震に備えまして、このマイクロチップの有効性につきまして啓発を行っているところでございます。この事業なんですけど、委員のほうからお話もございましたが環境省のモデル事業ということで、社団法人徳島県獣医師会と連携してやらせていただきました。ちょっと事業の内容について御説明をさせていただきます。

平成 21 年度につきましては動物愛護管理センターのほうで譲渡する動物、保護収容した犬、猫のほうから新しい飼い主さんに譲渡する動物につきまして 200 頭前後にこのマイクロチップを埋め込んで譲渡しております。また、獣医師会のほうで県内の 50 の動物病院で 250 頭分のマイクロチップを配布をさせていただいたところでございます。このマイクロチップだけを犬、猫に埋め込みましても読み取る機械、リーダーがなければ役に立ちませんので、徳島県の動物愛護管理センターのほうでは据え型のリーダーを置きまして、保護収容された犬はそこを通してマイクロチップの登録番号がわかるという形にしております。あと、動物病院のほうではハンディーなリーダーを配布させていただきまして、すべてにリーダーを整備しているところでございます。

22 年度の事業といたしましても同様に環境省のモデル事業を利用させていただきまして、譲渡動物 200 頭と約 50 の動物病院のほうで 500 頭分のマイクロチップの配布をさせていただいております。今現在のマイクロチップを埋め込んでいる数字につきましては、1,174 頭の犬、猫のほうに埋め込んでいるような状況でございます。

しかしながら、このマイクロチップの装着率につきましては、やはり全国的に見るとまだまだ低いような状況もございますので、今後とも徳島県獣医師会とも連携もいたしまして、この事業を進めていきたいと考えているところでございます。

もう一点、震災時における動物の救済対策の部分でございますが、これにつきましても本県の地域防災計画の中でも動物救援活動という分が記載されております。去る 3 月 6 日、動物愛護管理センターのほうで兵庫県から講師を招きまして、災害時のペット動物の救護活動についてセミナーを開催させていただきました。兵庫県のいろんな動物救援対策を御講演いただいたところでございます。

最後になるんですけど、本県の動物救護活動の迅速な実施という観点から、去る 9 月 20 日に、社団法人徳島県獣医師会、これは動物の医療の分野での御協力をいただくということで協定を結ばせていただいております。あと、えさにつきましては県内のペットフード卸業者と協定を結ばせていただいているような形でございます。

庄野委員

ありがとうございました。費用ですけれども、これをお聞きしたところマイクロチップの本体が 1,575 円、デー

タの登録申請料が1,000円。これはモデル事業の場合は無料だったんですが、その埋め込み費は獣医の医療行為に当たるために動物病院での支払いがかかってくると思うんですよ。もし県内の方に周知啓発をしてマイクロチップを入れてくださってことになると、どのくらいかかりますか。

竹内生活衛生課長

これにつきまして、獣医師会さんのほうにお聞きはしたんですけど、動物病院にもよると思います。大体、マイクロチップの埋め込み料っていう形で5,000円前後が必要になります。あと、このマイクロチップにつきましては登録費用が要りますので、これにつきましては動物ID普及推進会議というところに登録を行う。この登録につきましては動物病院のほうでやっていただきます。ただ、登録の手数料といたしまして1,000円がかかります。獣医療の部分と登録の部分で6,000円前後という形では聞いてはおります。

庄野委員

チップ本体と申請料と技術料を合わせて7,500円ぐらい要ということなんですね。安いか高いかちょっと判断に苦しむところではありますけれども、県もお金がそんなにないんで、非常に言いにくい部分ではありますけれども、普及すれば確実に震災時の手助けや、また動物を置き去りにしないということにもつながってくると思いますんで、今後、いかに啓発、普及させていくか、費用面の負担も含めた啓発方法についても御協議をいただいて、せっかく、読み取り機が県内の病院でもみんなそろっているんであれば、費用を少し抑えられたらもっと普及するんでないかと思いますので、その辺は少し汗をかいていただきたいというふうな思いがございます。どうでしょうかね。

竹内生活衛生課長

21年度、22年度につきましては環境省のモデル事業っていう部分で、マイクロチップ本体の部分と登録手数料については無料でさせていただきます。費用がかかったのは獣医療の部分だけです。23年度事業といたしまして、今後、獣医師会とも協議をしながら普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

よろしくお願いします。以上で終わります。

松崎委員

何点かお聞きをしたいと思いますんですが、まず1点目は災害時の協定の関係です。本会議で質問しようかなあと思って資料をいただいておりますのが9月6日現在の資料で、その時点では98本の災害協定がそれぞれ関係団体と巻かれているということでございました。さらに最近に入って、この9月6日以降も協定が結ばれている分もあるかもしれませんけれども、そんな中で災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定、以前の委員会でも言いましたが、要するに全国の財団法人プレハブ建築協会と平成8年に結んでおると。専らこのスキームとしては、市から建設戸数の要請があつて、県が取りまとめて、それをプレハブ建築協会に言うんですね。そして今度は業者のほうで仮設住宅を建設するんだと。これで満たされてるんだという話

があったんですけども、実はその以降は、三連動、四連動という広域災害の発生の予測もされるということが出てきて、本当に広域になったときに東南海、南海とかいう形になって、大都市でも被災されるとなった場合、プレハブ建築協会全体として徳島県にそういう対応ができるのかどうか心配もしておりますが、この東日本の震災で、既製のプレハブ、大体 500 万円ぐらいかかると。そして設置して2年ぐらいで出てもらいたいんですか、閉じるわけで、その処分料を含めて 500 万円程度かかるんだと思うんですけど、これは被災者の皆さん、生活の多様化とかニーズの違いも含めて余り評判のよくない部分もあって、仮設よりも例えば民間のみなし仮設という、民間の住宅を活用する場合があったり、徳島的にいえば、徳島県産の木材を使ったプレハブの建設が地元としては大変好評であったという報道などもなされているんですけども、このプレハブ建築協会との締結が平成8年ということで、かなり古いという感じもするんですけども、そんな中で、全体で 100 近い協定がいろんな震災の状況によって、これでいいのか見直す必要があるのではないかと。その辺をお聞きしておきたいというふうに思います。

楠本南海地震防災課長

協定は危機管理部で巻いたものでありますとか、それ以外の各部でも巻いたものがございしますが、東日本大震災を受けまして、超広域的な災害ということで、私どもの部門でも中国四国地方での応援協定のあり方でありまして、また関西広域連合におきましても、新たな広域の防災の計画、受援支援関係とか、そういった新たな課題に対応した新たな協定の見直しについて検討しているところでございます。

また、今、減災検討委員会の中でいろんな課題が出ておりますので、それに対応したそれぞれの応援協定のより効果的な見直しも必要になってくると考えております。

松崎委員

そうしたら例えば木材を使った仮設住宅について、県内の業者さんなんかと協議されて、協定を結んでいくという予定はあるのでしょうか。

松内耐震化戦略担当室長

広域災害が発生した際に、地域材を使った応急仮設木造住宅を供給するための協定の動きがあるかとの質問でございしますが、東日本大震災では5万戸近い応急仮設住宅が必要となりまして、その中で福島県では、1万 4,000 戸応急仮設住宅をつくる中、地元材を使った木造の仮設住宅 4,000 戸につきまして、プロポーザル方式の公募が行われました。その中で 12 の事業者がいろんな提案をしまして、200 戸とか 400 戸とか、それぞれ供給したわけでございますが、委員の御意見にもございましたとおり、木材の質感、素材感そういったものが、非常に高齢者にも好評であったというふうな話を聞いております。

つきましては、その際の実績をもとに、大工さんの組合とか工務店の組合そういったところが、福島の一律設計をもとに、今後予定されます東南海、南海、そういった広域災害に備えまして、平時から仕様を決めて、災害があったときに迅速に供給できるよう、プレハブ建築協会の仕組みとよく似た仕組みを平時からつくっておこうという動きがございまして、9月1日にそういった法人が設立されたんですけども、本県では全国に先

駆けまして、木造の応急仮設住宅の供給を円滑に行えますよう協定を締結する運びとなっております、この日曜日にそういった全国初の協定締結を行う予定であります。

松崎委員

新しく県産材を使った仮設住宅の協定が行われるということで、これは大変喜ばしいことですし、取り組みについては敬意を表しておきたいと思います。

もう一点、大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定というのが平成17年に結ばれていて、県の住宅建物取引協会と結ばれておると。この内容は荒っぽいですけども、民間賃貸住宅の情報提供を要請し、被災者の媒介を無報酬で行うよう協力を求めるというようなものなんですけども、先ほど言いました、いわゆるみなし仮設との関係とかそういったものはこの解釈として入っているのかどうか。よくわからないんですが、みなし仮設の場合は県が借り上げをして、それを仮設住宅の扱いにするというような形になると思いますが、先ほどの協定との関係はどういうふうになるんでしょうかね。

松内耐震化戦略担当室長

今、御質問にございましたのは、今回、東北の大震災で民間の賃貸住宅を借り上げて、仮設住宅として供給したというお話かと思いますが、これは新たに大々的になされた制度ということで、いろんな問題が出ているとは聞いておるんですけども、今度、従来のプレハブ建築協会の供給方式と並びまして、この借り上げ型、それから地域材を使った木造仮設、そういったものが多く供給がされていくものと考えられております。中でも既に宅建協会と締結されております協定におきましては、当時はまだこういう方式は十分できてなかったもんですから、こういったやり方については想定しておりません。

松崎委員

何か見直すという検討はどんなんですか。宅建業界との関係で。

松内耐震化戦略担当室長

こういった方式も今後普及するというふうに思われますが、いろんな課題もあると考えられますので、いろんな動きを整理しまして必要な対応をしてみたいというふうに思います。

松崎委員

ぜひお願いしたいと思います。いつ起こるかかわからない震災ですけども、これまでのプレハブ方式、それから県産材を使った仮設、さらにはみなし仮設というような3つの柱みたいなものを立てて、やっぱり被災者のプライバシーを守ったり、健康を守ったり、いろんなことが必要になってきているんだらうと思いますので、ぜひ、協定の場合は相手があることでございますので十分に相談もしていただいて、見直しについても求めておきたいなというふうに思います。

最後にこの協定の関係で100近い協定、もう100を超えているかもしれませんが、この協定がうまく活用できれば、先ほど達田委員からも話がありましたように、水の問題とかお米の供給の問題とかいろんな日

用品の提供とか、こういった協定が結ばれてるんですよね。このスキームがきちんと生かされる、いざ震災のときに生かされるように、そのシステムっていうのはばっちりできてると思ってよろしいんですかね。

楠本南海地震防災課長

協定の内容、それから相手方、いろいろ多岐にわたっておりまして、小さなことから大規模なことまでございます。県間、市町村間といった応援に関しましては、共同で防災訓練を行うとか、他県の訓練に参加する、それから図上訓練を行う、それから互いに情報交換を行うというようなこともやっております。以前に所属していた課ですが、やはり年に1回は相手方と必ず担当者の確認でありますとか、発災したときに情報連絡の約束事をするというような、それぞれの責任においてそういった検証は随時しているような状況でございます。

松崎委員

要望にとどめたいと思うんですけども、これだけたくさんの協定をされて、例えば6ページだったら地域経済課あり、ブランド戦略課あり、南海地震防災課ありと県庁内の各課にまたがっていろんな形で協定されてると。これをやっぱりきちっと生かした総合的なリスクマネジメントが危機管理部の役割ではないかと思うんです。それができないとせっかく協力をいただいて協定を結んでる分が生かし切れんで、またぞろおしかりを受けるということにもなりかねないと思うんですけども、その辺は危機管理部長さんどうでしょうかね。この協定をしっかりと生かすということで御答弁が何かあれば。

中張危機管理部長

今、松崎委員からリスクマネジメントということで、危機管理部が管理していくべきというお話がありましたけれども、基本的に協定については各関係課で関係団体と結んでいるものでございます。しかし協定そのものの自体については我々が把握をしているということでございますので、しっかり把握しながら進めてまいりたいと思います。

松崎委員

ぜひですね、その辺の一元化といいますか、いざ震災のときに協定が協定のままで、紙切れに終わったら大変なことですから、しっかり活用ができるように活用のシステムの構築なんかも、これからの防災対策をしていく上では議論していただいて、生かしていただければと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

それと、国は津波防災法案をつくって、県知事に建物の移転勧告権を与えるということも検討されているということで、この法案を次期国会に出すというような動きも出てきております。それから県のほうも震災対策の推進条例、仮称でありますけども、その中に土地利用規制を盛り込みたいんだというお話もあります。私、前回6月のときに、建築基準法39条に基づいた県の施行条例の中で、建築制限といいますかそういうことも可能なんではないかなあということでもちょっとお聞きをしたんですけども、建築基準法の県の条例の中には、当時としては、山崩れとか谷水の出水とかが主に想定されていて、いわゆる津波、高潮というのは、などということに含まれてるんだという答弁でした。まあ、国の法律とかこれからつくろうとしている震災対策推進条例、

そして最後はやっぱ建築基準法で建物を建てる際にどう規制していくのか、そういうことになってくると思うんですが、その関連がよくわからないと正直思うんです。それが1つで、どういうことになっていくのかというのが1つです。やろうと思えば、県の建築基準法の施行条例の中で地域的な指定をするという方法もあるのかなと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

大貝県土整備部次長

ただいま委員のほうから、建築基準法 39 条で建築の規制ができるんじゃないかということがございました。今回、国におきまして津波防災法案というのを国会に出されるということで、私もマスコミ情報でしか知らないんですが、その中では警戒区域ですとか特別警戒区域というのを定めて、知事が勧告して制限をかけることができるといったような形になろうというふうに報道されております。これとよく似た形で土砂法というのがございまして、例えば山崩れとかの危ないところに、やはり同じように区域の規制をかけまして、実際にそこで規制をかけるのは建築基準法でかけるというような体系をとっております。したがって、まだ予測ですからよくわからないんですが、今回の津波防災法案も、可能性としてはこの法案によって警戒区域、特別警戒区域を指定すると。現実には建物の制限をかけるのは、建築基準法によって制限をかけるんじゃないかというふうに想定されるという状況でございます。その場合に、先ほど委員がおっしゃった、39 条に津波が書かれていないという状況でございます。そうした場合は、まだどうなるか全然わからない仮定の話なんですけれども、もし建築基準法で規制するとなれば、そういったところは見直して、ちゃんとその記述しておくべきなんだろうなと。建築基準法の県の施行条例も見直して、そういうふうなことを書き込むのかなというふうには考えております。まだちょっと情報不足で申しわけございません。

松崎委員

国の法律も動いている途中ですし、県の震災対策推進条例もこれからいろいろ議論されるだろうと思います。土地規制ということになるといろんなところで利害関係といいますか、メリット、デメリットも当然出てくるんだろうと思います。最後のところではやっぱり建築基準法で後始末をしなきゃならんといいますか、そんな性格になるのかなというイメージなんですが、そうした場合に例えば徳島県の場合は県が建築基準法に基づいて建築許可を出す、審査をするという部分と、徳島市が出す部分とがありますよね。徳島市がそういう申請を受け付けてやるという場合がありますから。多分、徳島市は県のやり方を見習ってやられているんだろうと思いますので、これから国、県の条例を踏まえて、建築基準法の施行条例の改正もやっぱりきちっとやっていく必要があるんじゃないかなあと思います。それで先ほど言いましたように、本来、国の建築基準法の中は、津波、高潮っていうのが含まれてるという解説になってるし、法律的に含まれてるんですが、徳島県の施行条例では、条例をつくった当時はそういう感覚、危機感がなかったんじゃないかなあというふうに思いますので、新しい条例をつくり、そして建築基準法の施行条例をつくる段階ではその整合性をつけて、建築の際には協力もいただくというような形のものを、ぜひこれはまだ進行中ということなんで、要望だけしておきたいと思います。

それとですね、義援金の問題が事前委員会でもいろいろ出されましたけど、1点聞いておきたいのは、県の義援金ですね、ホームページによると9月30日まで受け付けますということになっておりまして、9月30日

現在で最終的に幾らになるか。そしてそれを一体どう処理されたのかいうのをお聞きしたい。もう一つは、口座が2つあって、被災地支援のほかに、被災された方を受け入れるための義援金の口座があるということをお聞きました。この部分も9月30日で終わるのか、さらに継続されるのか。そして実績はどういうふうになっておるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

大西地域福祉課長

義援金の質問をいただきました。徳島県で特定口座を開設している義援金としまして、委員のほうからお話がありましたように、被災地のほうにお送りする義援金、そして被災者が徳島県に來られた場合の受け入れ支援としての義援金の2種類ございます。

まず被災地のほうへお送りする義援金としましては、9月30日現在ですけれども1,435件で1億3,403万8,525円、皆様から義援金をいただいております。これにつきましては5月18日になりますが、岩手、宮城、福島この3県に3,000万円ずつ、計9,000万円を既にお送りしております。これは徳島県からそれぞれの県のほうへ直接お送りしてございます。9月30日現在でいいますと、4,403万8,525円がまだ残っておりますが、これにつきましてはちょっと準備中でございますが、今回もそれぞれ岩手、宮城、福島3県にその分を均等にお送りするという予定で今準備を進めております。ちなみに、この県のほうで開設いたしました義援金については9月30日で一応終了という形をとっております。

それともう一点、受け入れ支援のための義援金につきましては、これは所管が政策企画総局のほうにはなるんですけれども、状況を申し上げますと9月30日現在で義援金といたしまして、107件で1,973万9,484円の義援金をいただいております。それでこの義援金につきましては、住宅に1カ月以上入居する方を対象に、1世帯で30万円、単身の場合は半額となるようでございますが、それを供与するということで、実績といたしましてはこれも9月30日現在ですけれども、29世帯の方に総額592万5,000円をお渡ししていると聞いております。

松崎委員

そしたら、県の場合も9月30日現在ということになるんですけれども、1億3,000万円余り集まって、まだ4,400万円ぐらいは残っているということですから、執行率っていうのは7割強ですかね。

それともう一つのほうは約2,000万円近く集まって、592万円ということですから、これはもう25%ぐらい、30%程度の使用状況ということで理解していいんですか。

大西地域福祉課長

被災地のほうへお送りする義援金につきましては、残りが4,400万円ですが、近々もう送金するということで、全額、義援金はお送りするという形にはなります。9月30日現在では、確かに委員のおっしゃるとおりのパーセンテージにはなると思います。それと、受け入れ支援のための義援金については、約2,000万円について592万円の使用というような状況でございます。この受け入れ支援のほうの義援金につきましては、引き続き当分の間、受け付けるというふうには聞いております。

松崎委員

くどくど言うつもりはないので、県に寄せられた分でも実質、9月30日現在で70%と。つい最近の情報で、厚生労働省が9月30日時点で約7割の全国からの義援金を直接これは被災者にお渡ししているというような報道がなされているところでして、急いでといっても、県の場合も現実、7割程度。さらには、被災者受け入れの分は、多分これからまだ受け入れられる方もあるかもしれんし、いろんな需要があるかもしれませんし、もしも残ったらどうするのという話もあるかもしれませんが、それは別にして、現実問題にしてはやっぱり3割弱ぐらいの執行率ということで理解してよろしいんですね。

（「はい」と言う者あり）

そうしたらですね、防災対策特別委員会で皆さんと一緒に和歌山へ行きました。今は広川町というところで、濱口梧陵さんが1854年の安政南海地震のときに御尽力し、稲むらの火というようなことで、火をつけて避難道路を示して住民を避難させてということが言われていて、これはいわゆる防災教育の不朽の名作だというふうに言われてるんですけど、私はですね、濱口さんが避難するということに大きな役割を果たしたということと、もう一つは、現実にはこの村の人たちが被災によって仕事を失うとかいう状況になった際に、私財を投じて炊き出しの仕事であったり、治安対策であったり、道路の清掃であったりをやったと。それだけにとどまらず、皆さんと一緒に見てきましたけども、将来に向けて広村の堤防の建設に、4年間かけて5万6,000人余の皆さんの、被災者の仕事をつくり出したということが大変大きいんじゃないかと思います。そのことによって、被災された方が広川町ではよその村へ出ていってしまうということになしに、人口が減っていくことについて歯どめがかかったというようなお話も聞いてきました。

そこですね、現在、東日本でもいろんなことが取り組まれております。私も最近聞いた言葉なんですけども、キャッシュ・フォー・ワーク・プログラムという、要するに労働対価による支援のシステムということのようなんですけども、国のほうもいち早く、「日本はひとつ」しごとプロジェクトというのをつくって、県の中に「日本はひとつ」しごと協議会を設置するような方針を被災地のほうには指示をしたり、それからNPOの方はキャッシュ・フォー・ワークのいろんな形の支援の仕方がありますから、そういうシステム、プログラムを生かしていくための共通の調整機関を市町村に、CFWセンターみたいなものをつくるべきだと。そのことが、将来、西日本において大震災が起きた際にですね、大変有効だというふうに言われているんですけども、このことについて、1つは、今、国自体が被災されている東日本のほうに、県としてはいろんな関係者の方に集まっていって、そのプログラムをつくるための協議会を被災県にはつくってほしいという話があるんですが、徳島の場合にいつそういうことが起こるかもしれないという状態の中で、西日本のといいますか、徳島の被災に対応する考え方、システムとしては、そういう協議会が未然につくられておるということも大変大事なんではないかと思いますが、その点はいかがでしょうかね。

楠本南海地震防災課長

今、委員のほうからCFW、キャッシュ・フォー・ワークとありましたが、ちょっと私もよく勉強できておりませんが、たしか、スマトラ地震、ハイチの地震の際に、一番被災を受けたのはやはり経済弱者の方、貧困層の方。それに対して世界中から食料が大量に送られてきたと。食料が随分手に入るようになってきて、そのまま働かなくなるということがあり、実際そういう人たちが立ち直るための支援、自立の支援をするには、そういった

食料じゃなくて、やはり、仕事。仕事をすればその対価として賃金を払うと。そういうふうなことで、出てきた支援の仕方かと思います。ただし、そのキャッシュ・フォー・ワークにつきましては、スマトラは厳しい地域だったので、キャッシュ・フォー・ワーク・ジャパンというのが関西大学の先生方が中心になってやられたんですが、経済が発展した日本での導入の仕方についてはいろんな課題もあるということで、現地ではNGOの方が、いわゆる仕事のあっせんといいますか、今、ボランティアの方がされているような家の泥出しを、被災者の方ですと。これを間のNGOさんが需要を把握して、避難所で生活されてる方の中で、やっぱり仕事をやりたいという人を仲介して紹介してというようなことです。無償ボランティアが続けばなかなか難しいとかいろんな課題がございますので、今、東日本大震災で、そういった形で日本で初めて動いているような状況を、また私のほうも勉強させていただきまして、徳島県としても災害発生時にどういったやり方があるか勉強させていただきたいと思います。

松崎委員

東日本で今やられつつあることが日本で最初というよりも、先ほど言いましたように和歌山で濱口さんが私財を投じて堤防をつくって、そこに松林をつくり、樫の木を植え、生活の糧にしていこうという、これはいわばその趣旨に合致していると。例えば関東大震災、それから2004年の新潟中越地震では、いわゆる弁当プロジェクトということで、弁当を外から持ち込むんじゃないに、被災者みずからがグループをつくって、被災された皆さんへお弁当を届けるシステムとか、いろんな形がとにかくあって、お金を地元で落として循環させる。何でそんなことをするかといったら、実は阪神淡路大震災のときには、当時の特需っていいですか、震災関連の需要が付加価値ベースで7.7兆円だったと言われています。ところがそのときに県外へ出ていったお金は6.9兆円。兵庫県といいますか、被災された地元に残ったのは0.8兆円ということで、あのときの震災は全国は潤ったけども、地元での被災者は仕事がないと。そして失業問題が大変深刻になった。全く私的なことですけど、私のおいっ子も神戸で被災して、仕事がなくなって徳島に帰ってきた。こういうことも実はあったんですけども、そういう問題があったからこそ、次の就職を確保していく、生業を確保していくという、その前段としてのキャッシュ・フォー・ワークっていうのはやっぱりこれからの震災対策の中で県としては考えておかねばならないんじゃないかと。私も十分ではありませんから、お互いに研究をしながらそういうシステムを、被災された市町村との協議も大変大事になってきますから、市町村がどういうニーズがあるかということについて、CFWのセンター的なものを通して調整しながら、被災者の雇用、労働対価を払うことによって支援をするプロジェクトは動かしていくことが大事でないかなあとと思いますので、これからの検討課題ということで提案しておきたいと思います。

それともう一つはですね、この視察に行かせてもらって、堤防をつくって植林をするということを見てきましたけども、つい最近、林野庁がいわゆる防潮林の効果があるということで、これまではコンクリートで対抗するっていう考え方で、それでもう心配ないと思われてきたんですけども、実際の東日本の状況を見たら、防潮林とか多重的な防潮の仕組みが、実は津波をおくらすとか、いろんな意味で人間が沖合へ流されないとか、亡くなった方がひっかかったことがあったとかですね、いろんな効果なども出されていると思うんですが、そんなことを考えるとやっぱり徳島県もそのことを踏まえて、防潮林の設置をモデル的にもやったらどうかなあとと思います。どなたかお答えいただけますか。これで終わりにします。

豊井農林水産部長

先般、林野庁のほうから防災林が津波の軽減に非常に効果があるというような話が出ておりまして、それを国のほうでも今後取り組んでいくといったような話もあるところでございますが、それにつきましてはまだ新聞等々の情報でございますので、今後その事業が具体化する中で、本県としても効果等々を検証しながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

南委員長

ここで休憩を 10 分とりたいと思います。(15 時 10 分)

南委員長

再開いたします。(15 時 24 分)

質疑どうぞ。

中山委員

東日本大震災におきまして、東京の九段会館ではちょうど専門学校の卒業式の真っ最中でありまして、そのときに天井が落下しまして、女性の講師が2名死亡、また6人の方が重軽傷を負いました。川崎市の音楽ホールにおきましても、これは 2004 年の耐震設計にもかかわらず、天井の仕上げ材や軽量鉄骨が客席に崩落しました。国土交通省では、調査結果を踏まえ、落下防止策等を検討していると聞きます。そこで、今、徳島県内でつり天井を備えた大規模施設で、崩落のおそれがある施設数っていうのはどれぐらいありますか。

松内耐震化戦略担当室長

つり天井の落下事故を受けまして、県内につり天井の落下対策の対象となるような建物が幾つあるかという御質問でございます。平成 13 年に芸予地震で体育館の天井落下がございまして、平成 15 年に国のほうから技術助言があり、それをもとに調査も行われ、その際、本県では 53 棟対象となる建築物がございまして、そのうち問題がある施設として 29 棟あるという状況でした。その後、県有施設等を対象に対策が進みまして、平成 23 年3月現在で市町村の施設を中心としまして 22 棟が未改善という状況でございます。

中山委員

先日の新聞におきまして、国の事業として多数の人が出入りする大型施設のつり天井を対象に耐震改修費の3分の1を助成するという方針を固めたという報道ありました。これを受けての県の取り組みというのはどのようにお考えでしょうか。

松内耐震化戦略担当室長

9月 28 日の新聞報道で、国が 2012 年度の予算の概算要求に改修費の3分の1を補助する事業を盛り込

んだ旨の記載がございました。これによりますと、自治体の補助とは関係なく国が直接支援するというふうな内容にはなっておりましたが、現在、要求段階でございまして、国のほうから報道されている以上の詳細な情報というのは県のほうには来てないのが実情でございます。県の今後の方針といいますか取り組みをいかにということでございますが、県としましては具体の支援内容がどのように今後なっていくか、そういったことを見きわめつつ、未改善の施設ができる限り早く改修できますよう補助事業を活用することも含め、所有者に対する指導を適切に行ってまいりたいと考えております。

中山委員

徳島新聞の9月3日の記事に出てたんですけども、鳴門市では市民会館とか市民文化会館、また小松島市では市立の武道館、阿南市でも市民会館とか文化会館、もう本当いろんな方が集まるような施設、特に文化会館などはコンサートホールとして利用されております。また12月には子供を対象にして、NHKのわくわく動物ランドとかいう催しも鳴門市市民会館ではあると聞いております。キャパが800人とか1,000人とか、阿南なんかはもっとなんですかね。1,000人余ってのキャパのときに、もし何かがあつて、つり天井が落ちてきたらもう大惨事になるおそれがありますので、ぜひ早急に善処できるよう県としても対策を講じていただきたいと強く要望したいと思います。

それと自主防災組織についてでございます。大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、都道府県、市町村の対応、いわゆる公助だけでは限界があり、自分の命は自分で守るという自助。また、普段から顔を合わせている地域、近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む共助というのが必要だと。県でもですね、減災という視線から自助、共助というのを積極的にPRされていると思います。そこで伺いますが、今現在、県内の各地域での自主防災組織の発足率っていうのはどのぐらいあるんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

自主防災組織の組織率でございますが、23年4月1日、これ速報値でございますが、組織率は87%でございます。前年の平成22年4月1日が83.7%ということで、速報値にかけては、3.3ポイント上昇しております。

中山委員

かなりのパーセンテージで自主防災組織っていうのが発足されていると思われます。しかしながらですね、現代社会では住民の生活様式の多様化、また少子高齢化社会の進展や、世帯構成の変化等によって、かつての地域の親密な人間関係が崩壊し、隣は何をする人ぞといった言葉に象徴されますように、地域社会のつながりや近隣住民との結びつきが希薄になってきているのではないかなと思います。

先日、私の地元、金磯地区におきましても、防災意識の啓発を図るために防災訓練が行われました。県からは出前講座や地震体験車の出動をいただき、また消防団の協力も得て、消火器の取り扱い方から始まって、放水の仕方や人工呼吸、AED等の説明会、先ほど話題に上りました炊き出し訓練等も行いまして、200名近い方の参加をいただきました。今、こんなに避難とか防災訓練というのが盛り上がっている現状ではございますが、私の近所の金磯町というのは世帯数が1,093世帯あります。全世帯にこの防災活動の周知を

するために全戸にポスティングを行った上でのこの数字、200名ぐらいしか来ていない。私の住んでいる横須町の自主防災におきまして、横須町の世帯数が1,241世帯、人口が約3,000人、2,829人おられます。横須町が3月の末、もう発災直後に避難訓練、防災訓練を行ったのにもかかわらず、定かじゃないんですが130人とか140人の参加しかなかった。非常に地元の人が一生涯懸命協力し合いながら創意工夫をして、人を集める努力をしているにもかかわらず、なかなか集まってもらえないというのが現状ではないかなと思います。ましてやですね、そのポスティング作業におきましてやはりマンパワーが必要です。ボランティアでほとんど行っておられるようで、市からは、聞くところによると各自主防災組織に1万円の助成が出ると、年間1万円。これはもう印刷代で全部飛んでしまうわけですね。炊き出しにしても、アルファ米とか飲料水の供給というのは、市の防災課のほうからいただいたみたいですが、その他の費用というのは全部、自主防災のほうで賄っているのが現状でございます。先ほど言われました87%の発足率があるのにもかかわらず、ただ発足しただけの有名無実の会にこのままではなるんじゃないかなあと。楠本課長にお伺いします。今の自主防災組織の活動状況というのは把握されてるのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

自主防災組織の活動状況でございますが、県におきましては自主防災組織連合会というのを設置しまして、この連合会組織が10市町でございます。全県下には、まだ連合会組織までは全市町ではでき上がっておりません。その活動の中で、いろんな活動されているところ、県南地域であればやはり避難路の整備でありますとか、そういったかなり活発にされているところと、組織化に努めているところ、実際に訓練参加とか、若い人、女性の方の参加というのを共通の課題として、参加率を上げようとされています。今携わっている方には高齢の方が多いんです。それで、南海地震も経験された方で、引き継いでいくためには、やはり活動の活性化をしていかないとなかなか困難であるということも直接お聞きしました。ボランティア、自主防災組織の方は、費用負担のことは言わないと。ただし、交流ですね。隣の自主防災組織がどういった活動をして活性化したとか、若い人などが参加しやすい訓練にするにはどうやったらいいのかというのを、お互い先進事例を交流で視察したり、それからいざというときにお互いに助け合いができるような、そういった仕組みをぜひやってほしいということで、私も直接、いろんな切実なお話をお聞きしておりまして、今回9月補正で自主防災組織「命のきずな」ネットワーク推進事業ということで、そういった自主防災組織間の連携、ネットワーク、それから活動されている方の交流大会を行って、県として活性化をしていくというような事業をお願いしているところでございます。

中山委員

いろいろなことを考えていただいているのはよくわかりましたが、先ほども申しましたが、せっかく発足しても継続しなくては意味がないと思います。この組織っていうのはなかなか継続が難しい。やっぱり費用がかかると思うんで、その辺の支援体制づくりっていうのを考えていただければと思います。

また、例えば企業を巻きこんでの自主防災活動っていうのも視野に入れていくべきじゃないかなと思います。でも、何かない限りは企業の方たちにも協力していただけない。そこで提案なんです、例えばですよ、例えば経審の点数において消防団員に従事している会社があれば何点かプラス加算対象になるというふう

な仕組みが今あるらしいんですが、自主防災に積極的に参加して協力体制が整っている企業を優遇するような処置っていうのは難しいんでしょうか。

大貝県土整備部次長

ただいま自主防災組織に参加している建設業者を評価してあげればどうかというお話でございました。地域の防災のために積極的に活動していただいている建設業者を評価するというのは大変大事なことだと思うふうに認識しております。委員からもお話がございましたが、消防団の場合は消防団に加入している、その職員を雇用している事業者に対して格付において評価を加点しているという現状でございます。自主防災組織はどうかということで議論があったんですが、その活動状況が非常に上下でバランスがとれていないような状況ですし、その状況に非常に差が大きいと。しかも、それをどうやって証明するかといったようなこともありまして、それを評価加点するにはまだ課題があろうかと思しますので、今後研究させていただきたいと考えております。

中山委員

確かにおっしゃるように、評価の基準っていうのがかなり難しいと思います。でも、言葉が悪いんですけど、ニンジンをつぶら下げないことには、なかなか協力体制というのを構築するのは難しいと思います。県のほうでの助成が難しい、すぐに助成云々っていうのは多分難しいと思います。今後の活動について費用面のことがかなりネックになってくるかとは思いますが、もう何度も言いますが、ぜひとも活発な、継続可能な組織づくりをするためにも、いろんな知恵を出していただいて、今後の活動、今回こういうことをしたから、次の年にはこんなことをしたらどうですかみたいな、マニュアルづくりも考えていただいて、ぜひとも活発な自主防災組織が行われますように県のほうでも指導していただけるように強く要望したいと思います。最後に部長の意見をお聞きしたいと思います。

中張危機管理部長

危機管理部といたしましても、地域の人から自主防災組織に対しての支援ということで、いろいろと御要望をいただきます。我々としては寄り合い防災講座、あるいは講師の派遣、そういう形で御支援しているわけですけども、これからいろんな形で、我々も積極的に外へ出て行って、この活動の糧となるよう頑張りたいと思っております。

笠井委員

きょうは質問する予定ではありませんでしたが、朝から各委員さんの鋭い質問、あるいは理事者の答弁を聞いておりますと、これはどうしても言うておかないといけないうふうになりましたので、各論につきましてはエキスパートの委員さんからかなり鋭い質問が出ておりましたので、総論的なことで指摘したり要望したりしたいと思っております。

ここに朝から座られている皆さん、みんなネクタイを締めて上着を着ているんですね。ですから現業職の方じゃないんですね。ということは、私いつも言うんですが県下一の頭脳集団ですね。そういう方ばかりに、ここ

にお集まりいただいている。いろんな答弁を聞いてますと、答弁できないことがあるんですね。何でできないんか。例えば、来代委員が質問した、紀伊水道で地震が起きた場合、津波でどのぐらいつかののか、わからんのですね。あるいは、県庁地下に水が来るんじゃないか。それに対して、本当につかののか、つからんのか、あいまいな答弁でありました。確かに皆さん方は地震研究家じゃないと思いますので、大きい地震が来るとわかっていても、幾らのマグニチュードの地震が来るのか、あるいは何メートルの津波が来るのか、そんなのわかるはずないと思います。だから当然、皆さんのような答弁になろうと思います。でも、私が本会議でも言いましたように、できないじゃなくて、どうしたらいいか、それを考えるのが県下の頭脳集団と言われている皆さん方の仕事じゃないかと思うんですよ。民間だったらこんな厳しいときでも、もうけを出さないといけないんですね。皆さん方はもうけなくていいんですよ。県民の税金をいかに効率よく、いかに効果が出るように、知恵を絞って、県民の要望あるいは不安を解消していくのが皆さんの仕事だと思うんですよ。そのため、できないじゃなくて、いかにすればできるのかっていうのを、絶えず考えてほしいなと思うんです。

例えば、紀伊水道で地震が起きたら、そんなのわかるはずないでしょ。私もわかりませんけども。でも、例えば3メートルの津波が来たらどこまでつかののか。5メートルの津波だったらどこまで水が来るのか、これは調べるのは簡単じゃないんですか。標高があって、川内町はマイナスだと。あるいは新町は標高が何ぼある。じゃあ3メートルの津波が来た場合、国府は標高2メートルだったら、つかのんですよ。来代委員の質問に対して、このぐらいの答弁はできるんじゃないかと思うんですよ。マグニチュード9が来るか、8.5が来るか、これはわかりませんけども、あくまで想定でやってるんですから、3メートルが来たときは北島、松茂、国府までつかりますよとか、5メートルが来た場合は石井までつかりますよっていう答弁が当然あっていいと思うんですよ。それから県庁の問題ですね。自家発電機が県庁の地下にあると。見たことないんで、どんな物があるのかわかりません。多分、自家発電も大きなのがあると思います。しかし、これがつかれば、県庁の機能は失うわけでしょ。せっかく皆さん方の頭脳が動いても、心臓が動かなんだら県庁は機能しないんですね。だからいざっていうとき、人工心臓でいいですから、小さな、最低限これだけは守らないかんっていう自家発電ぐらいは上げるべきでないですか。

それともう一つ。金額を言わなかった。何で言わなかったか、恐らく検討してないからなんです。例えば、地下の物を全部上げた場合に幾らかかります。予算がないからしばらくはできませんっていう答弁だったら私も納得できるんです。でもそういう答弁で全然なかった。検討した結果できないんだったら、やれって言わんのですよ。検討もしないから何で検討せんのかって、これは私の考え方なんですけどね。危機感が足りないと言ったら怒られるかもしれませんが、それぞれみんな一生懸命してると思いますけど、もっと危機感を持って、情熱を持ってやってほしいなと。皆さん、家族がいるでしょ。自分の子供がおぼれてたら一生懸命守るでしょ。それと同じですよ。県民を子供だと思って守る対策を真剣にやらないと、これいつ来るかわからんのですよ。南海地震は60%の確率って言うてますわ。私、違うだろうって思うんです。61.2%の確率なんです。私が認識しているところは。

じゃあ聞きます。何メートルの津波が来たらこの1階は沈むんですか。お答えください。

すぐに出んてしょ。皆さん県庁におって出んのですよ。それは想定してないから出んのですよ。さっき私が言ったように3メートルの津波が来たらあかんとか、5メートルまではつかりませんか、本当に危機管理と言うんであれば、いざってときに最低限の情報発信をしなきゃいけない小型の発電機を屋上へ置いてもいい

と思うんですよ。これはどうですか。これだったらすぐ検討できるでしょ。点検しないといけないから、油を送り込むのに手間がかかる、費用がかかる。それは1階の大きな発電機を上へ上げた場合でしょ。コンパクトな発電機を上げたらそこまでかからんと思いますけど、これだったらできるんじゃないんかと思う。検討できませんか。

中張危機管理部長

発電機の話ですけれども、地下に入ってます大型の発電機も含めて、今、管財課が中心になって、これをどうするか検討しているところでございます。いろいろな方法があらうかと思います。今、委員がおっしゃったような小型の発電機を上部へ持っていくというのがありますし、例えば、発電機を積んだような自動車の配備ということも、私どもの話の中では出てきたりしております。全く検討してないんじゃないくて、いろんな方策について今は検討しているところでございますので、御理解いただけたらと思います。

笠井委員

検討してくれてるらしいんですけども、私も県議会議員になりまして、6月議会だけしか出ておりませんけども、6月議会でも多くの議員がそういう質問もしましたし、あるいは委員会でそういう発言もしてきました。これ、時間をかけていいんだったら、のんびりゆっくりやってもいいと思いますけど、危機管理に関しては、いつ起きてもおかしくない状態。それを踏まえて、やっぱり早目にやってほしいと思います。厳しいようですけど、せめて、どのくらいまでやったら県の心臓がとまらんのか。もしとまるのであれば、早急に改善してほしいと思います。次の11月の防災委員会までに、そのぐらいの調査はできるでしょ。何メートルの津波が来たら、1階がつかる、地下1階がつかるぐらいの答弁はできるんじゃないですか。

楠本南海地震防災課長

津波が来て、それが内陸に入ってきて、それがどれぐらいの高さになるかということで、徳島自体は大体3.3メートルぐらいですので、4メートルぐらい浸水すれば、県庁のほうもつかようになります。お答えしにくかったのは、何メートルのが来るかというより、何メートル浸水したらということでございますので……。

笠井委員

初めて4メートルっていうのを聞きました。それであれば、そういうふうに発言してほしいな。じゃあ、5メートルの津波って言わないで、浸水のほうがいいのかな。5メートルの浸水が来たら機能が麻痺するんですね。でも、5メートルが来るということは河川に近いんで、非常にあり得ることなんですね。ですからそういう検討をいち早くしてほしいなと。全部すぐ移せっていうのは予算的に、あるいは場所的なことも検討しないと置けないと思いますけども、本当に、人工心臓の一部でも動くような機能を、できるようにしてほしいなと思います。

それから、先ほど自主防災組織のことを言われてたんで、これは言うつもりなかったんですけど、実は川内町でも自主防災訓練をしようかって話があるんです。3.11の日に津波警報が出まして、川内は特に避難困難地区が多いんで、住民たちはどこに逃げたらいいかってことで、企業の名前は言わんほうがええかな、あ

るコンピューター研究会社のところに逃げ込んだら、入れてくれない。こういう特許を持ってるような企業っていうのは川内にいろいろあるんですけど、そういうところは入れてくれないんですね。それで東環状大橋が工事中なんですけど、そこに逃げたら、ガードマンがあかんって言うて、入れてくれなかったらしい。そのときは、まさかあんな大きい津波が来ると思ってなかったし、チリとかスマトラ沖の地震はやっぱり対岸の火事だったんですね。まさかあんなことはないだろうって、安易な気持ちだったんじゃないかと。だから、ガードマンまでそういう啓発ができていなかった。情報が伝達できなかった。だけど、あの東日本の地震が起きまして、川内町民だけじゃなくて徳島県民、あるいは高知県民にしても和歌山県民にしてもそうなんですけど、本当に三連動が起きたらこうなるだろう、ああなるだろうっていうんは、ドラマじゃなくて実際の目で皆さん見たわけですね。だから、非常に機運も高まりつつあるんですね。今度3月ぐらいに訓練しようかって言ってるんですけど、あれは町民がやるぞって、抜き打ち的にやっても、工事中だった場合、上がれるんですか。訓練だっても何かしないといけないんですか。ちょっとその辺をお答えいただきたい。

百々道路整備課長

東環状線の川内工区において、地域の避難訓練の活動場所に工事中の区間が使えるかという御質問かと思います。まだ供用開始しておりませんので、通常、一般の方は入れないようにしておりますが、その辺につきましては協議をしていただいて、工事に支障がなければ、地域活動ということで判断させていただきたいかと思います。

笠井委員

事前にいついつ何時ごろに訓練をやりますから、使わせてくださいって言うてからでないと訓練はできないんですか。

百々道路整備課長

今は工事関係者以外は立ち入り制限をしておりますので、住民の方の安全の確保に関して問題がないか、そういった視点の判断が必要かと思っておりますので、それは言っていたかかないと入ることはできないということです。

笠井委員

よくわかりました。本当に地震が起きたときは、そんなことは言っておれんわね。ガードマンをけり飛ばしてでも上がると思いますけどね。

そういうことでいろいろ言いましたけど、本当に皆さん方は頭脳集団だっていう自覚と誇りを持って、これからの防災対策に力を入れてやってほしいな。その上で、減災対策をやってほしいなと思います。

西沢副委員長

本当の話、1時間ぐらい、もっとかかりそうなんですけども、短縮してやります。

先ほどの県庁地下の非常発電については私も大分前から何度も言ってきましたけど、絶対につからない、

県庁は絶対につからないとの返答でした。今回の見直しで多分、つかるでしょうけど、そういうことで上に上げるんでしょうけども、今までは何遍言うても、絶対につからないという話でした。かたくなに。

それです、非常に雨の量が多くなってきて、世の中の状況が変わってまして、土木工事も非常に少なくなって、例えば、河川で砂利をとってきて生コンに使うとかそういうことが非常に少なくなって、各河川が砂利が堆積してだんだんと荒れてきてる。その上に洪水が大規模化している。これでは多分、近々大きな被害が出るんじゃないかと思います。それで今までの河川管理は、今言ったように砂利を業者にとっていたいで、逆に県のほうが一部お金をもらって、そして河川管理をそこそこやってきたというところがあります。でもこれからはそんな状態じゃない。要するに事業者がなかなかとれるような状況じゃない。生コンがどんどんはけるような状況にない。ということは、河川管理は県が砂利をとって管理していかなければならない。そういう時期に来ましたね。今まで、生コン用にできないようなところでも、砂利をとってくださいと話したら、場所を構えてしてくれるんだったらとりますよと、非常に冷たい返事が今までずっとありました。日和佐川なんかはまさにそんな感じでした。いまだに日和佐川なんかは多分、堤防いっぱいぐらいまで砂利が来て、それも大分前からですね。そういう状況が続いておりますけども、海部川も今回の大きな台風で非常に川が変わりました。私も海部川は40年間見てきてますんで、そんな中で砂利がどういふふうになくなった、また河川の断面がどういふふうな状況になってる。すぐにわかります。ふちなんかは、もうほとんどなくなりましたね。要するに砂利がどんどんたまっていって、昔の海部川の川底じゃなくなってきたというのは事実です。それをほうっておけばそれは人災です。河川管理がどうあるべきかというのをこれから変えていかなければならない。そういう時期に来たと思いますがいかがでしょうかね。

秋月河川整備課長

委員御指摘のように、川のほうで異常堆積も見られているところもあります。特に御指摘のように海部川のほうでは、今回、12号の台風でも浸水被害がありました。道路の冠水もありました。基本的に河川内の砂利というのは、原則としてすべてコンクリート用骨材のみに利用して、ほかの用途に使用してはならないという用途規制がありました。今議会の一般質問でも、この問題で、用途規制の緩和ということについて前向きに検討させていただくというような答弁をさせていただいております。この用途規制の緩和ということで、コンクリート骨材だけでなく、例えば盛り土であるとかそのほかに利用することによって、河川の堆積土砂の除去というようなことにもつながっていくかと考えております。

（「何か答弁と違うこと言ようよ」と言う者あり）

西沢副委員長

この管理するということの中で砂利をとる。砂利をとって、今言ったように、その砂利を捨てるんじゃなくて、今までは捨てる場所とか単なる置き場所とかを言ってきましたけども、これからはそれをどう利用するかというようなことをやっぱり考えなきゃいけませんね。今言ったように、津波対策で高いところに家を構えるとか町をつくとか、それから避難場所なんかもつくらなきゃいけませんね。そういうのに積極的に利用する。砂利だけで避難場所の盛り土ができるとは考えられませんが、河川管理でとった砂利を避難場所、高台に利用していく。そういうことをやると、国からも目新しい事業ですのでモデル事業として補助も出るんじゃないかな

と思うんですけども、そういう要らないものをいかに要るものとして利用するか、そういうやり方もある。一石二鳥になるんで、とることもいいし、避難場所、高台もつくれる。そんな事業をやってほしいなと思いますけど、いかがでしょうかね。

秋月河川整備課長

今の御提案にありました防災公園というような防災施設。これも先ほど言いました用途規制を緩和することによっては、例えば河川の砂利を工業用残土として扱うというようなことだと思います。防災施設っていうことになる、事業主体は恐らく地元の市町村になると思いますけれども、十分に連携、情報の共有を図りながら、地元の自治体が防災計画を考える中で、こういうような事業の可能性についても検討していただくように調整などを進めていければと考えております。

西沢副委員長

河川管理そのものが転換点に立っていると思いますので、よろしくお願いします。

それから今回の台風でよくわかったんですけども、やはり今までの台風の雨というのは、山のほうで雨が多く降ってというのが多かったんですけども、今回、町なかでもかなり降ったと。例えば海陽町大里地区ですね。広い平野になってますけども、平野なんで昔から排水が悪い。そんな中で海部川の入り口に排水場を設けておると。でもその能力そのものが二十数年たってますけども、最初っから能力不足だと言われておって、そんな中で雨も多くなっている。この前の台風のときには、そうですね、機械まであと十二、三センチでつかっちゃうというところまで来ました。それがつかっちゃうと能力を発揮しない。水門のあけ閉めができませんから大変な状態になりますよね。だからまずは能力不足なんで、それを上へ上げて発電機なりポンプなりをどうにかするということは現状的に無理です。ということは、横にプラスアルファのポンプ場をつくるということが妥当かなと思いますけど、そういうことでもう一遍、排水場のあり方を見直してほしいと思います。今回、大問題になってたのは、善蔵川って言いますけどね、海部川の一番左岸の出口のところにある排水場、そこだけでなく海部川の右岸のほう、旧海部川橋の右岸側のところに海部川排水機場っていうのもありますけど、そことか、穴喰の松本排水機場、ここも大変、非常に厳しい状態になったということで、もう一遍、能力そのものを見直してほしいと思います。いかがですかね。

秋月河川整備課長

例えば、善蔵川のポンプ場でいいますと、今、5トンの能力のポンプがついております。今回、12号の台風では海部川の下流の善蔵川流域で、床下浸水が2戸発生したというようなことも町のほうから報告を受けております。それで、ポンプの規模なんですけども、これはほかの県内の同規模の、例えば川の流域面積、それからポンプの能力を比較した場合、今の善蔵川のポンプの能力は平均的な県下のほかのポンプ場と、遜色のない能力かと思っております。

しかしながら、海部、穴喰、今言われたような海部川の南岸では浸水被害が出ております。したがって、ポンプ能力を増強するのは、すぐにというのは難しいこともありますけれども、地元の市町と協議しながら、今後、浸水対策にどのような対策を打てるのか考えていきたいと思っております。

川崎農業基盤整備課長

もう一つ、委員から御質問のございました穴喰川の松本排水機場なんですけども、これは県営のかんがい排水事業で実施いたしまして、現在、町のほうに管理を移管しておるものでございます。実際に能力としては2.5トン毎秒の能力がございます。ただ、かんがい排水事業でやったものでございまして、やはり排水機場等設置いたしますには、かなり大きな経費がかかる。やはり、農林水産省の補助事業で実施させていただいたわけなんですけども、農林水産省の補助事業はどうしても対象となるのが、農地中心というふうなところで、その農地の農業被害を減らすという整備水準でもって設置されている排水機場でございますので、完全な地域の湛水の被害まではカバーできないというところが残念なところではございます。ただ、今後、ポンプの建設当時から地域の状況等の変化もあるかというところでございますので、その営農状況の変化とか地区内の状況をとらえまして、既存事業等に対応できないものか、関係市町と協議をしてみたいと考えております。

西沢副委員長

現状が変わってきて、大分やられてからやるんでは、これは人災だって言われます。やはり目の前に迫った災害というのは、できることは取り除くと。時代が変わってきた。社会環境、政治環境、経済環境、自然環境、いろんな環境が変わってきて、新たな管理というものが大事な時代になってきたんじゃないかと思います。そういう意味で皆さん方も、目を新たにして頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、6月27日に私が代表質問しました中で、フェリーでの対策ですね。海からの災害拠点にフェリーを利用したらどうですかという話をしましたけど、これはどうなっていますか。

楠本南海地震防災課長

大規模災害時、特に陸路が寸断される場合に、フェリーや大型艦船を活用した災害対策ということで御提言いただきまして、国に対してもそういった大型艦船を活用した災害時の救援活動というものも提言を行いましたし、今回10月30日の近畿の合同訓練におきまして、これは自衛隊の補給艦でございますが、ヘリと艦船を使った救護とか、大型艦船を使った訓練を実施する予定でございます。

西沢副委員長

今回はお金の面もあるんでしょうけども、自衛隊の船でそういう訓練をすると。しかし、現実のときには、自衛隊の船も非常に少ないですし、ある程度、その場に滞在せなあかんので自衛隊の船よりもフェリーとかコンテナ船とか、そういうほうを利用するということで、東海、東南海、南海なんかの被害を受けないところのフェリー会社と協定を結んで、すぐ来てもらおう。それも、病院のいろんな器具を積む段取りもして、すぐ来てもらおう。そういうことを国のほうにもモデルとしてやっていただいたらなあと思います。何か今回のこれにも入れていただいておりますね。地震津波減災対策中間とりまとめの中にも、県南部について大型船舶を医療救護所、避難所として活用するための要望を国のほうに行ったという話で、確かに入れていただいているのでうれしく思いますけども、現実に即応できるようにやってほしいというふうに思います。

それからですね、和歌山のほうで本当に大変な雨が降りました。今まで雨といえば那賀奥のあたりですね。あのあたりが全国一なんだ。記録更新もあそこだというのが、今までの通常だったですけども、今回、多分抜かれたんじゃないかと思います。それほど和歌山のあたりが非常に大変な状態になりましたけれども、そういう大地すべり。過去にこの徳島県南部のほうでもありました。すごいのがありました。海部郡の轟神社に近いところですね。平井という地区ですけども、そこで200万立米。119年かな。120年ぐらい前に台風によって大雨が降りまして、200万立米といいましたら100メートル掛ける100メートル掛ける200メートルですよ。それだけ山が滑ったんですね。それで避難していた川の対岸のところに直撃しまして、四十数名が亡くなった。それでダム湖ができて、それが決壊して、下流のほうにもかなり被害が起きました。台風で下流側の河口が、そのときは鞆浦のほうに河口が曲がっていましたので、水もはけないという状態で、何か書いてあるのを見ると、7メートルか8メートルぐらいの高さの浸水であったというような記録もあります。本当かどうかわかりません。もう一つは那賀奥のほうも、高磯山。那賀川上流の大戸地区高磯山でも同じときの台風で大きく滑りまして、六十数名が亡くなった。合計で百十何名の方が亡くなりました。県内でもこういうすごい大きな地すべりがあって、数年前でも那賀川の上流のほうで80万立米が滑りかけたんです。そこで今、修理をしている状態ですけども、まだ25%ぐらいかということでございます。それはそれとして、やっぱりすごい雨が多いところですから、特に全国で一番雨が多いってようなところを抱えてますんで、そのときに避難できるような状態にまずせなあかんですね。谷川に滑って、山崩れが起こって、そこでダム湖ができて、それが決壊する。それはそれで非常に素早く知らせてまず避難をせないかん。でもそれよりも大変なのは、ダム湖の中にその土砂が入って、ダム湖の水があふれる。または、それによってダムが壊れる。これは一瞬にして大決壊ですね。こちらのほうはもう時間待ったなしですね。県下にそういうところがありますか。

松野流域振興課長

委員御指摘の高磯山の崩壊でございますが、これは長安口ダムの上流で起こったものでございます。長安の数キロ上流というところが、明治25年にそういう崩壊が起こったと町史に載っております。

西沢副委員長

今のは、要するにダム湖の中に落ちて崩壊する危険性があるということであっていいんですか。

松野流域振興課長

過去に事例としてそういうことがあったということでございます。

南委員長

質問の内容とちょっと違うかな。危険性があるところはあるかという質問です。

松野流域振興課長

危険性があるのかということでございますが、地すべり等に関しましての長安口ダムの貯水池周辺での地すべりの調査というのは、19年にダムが国の直轄化となった以降、国のほうで斜面の状況とかを調査いたし

まして、現時点ではダムに影響を及ぼすような地すべりとか堆積物はないということを確認していると聞いておりまして、現時点では地すべりにより問題が生じるおそれは少ないと判断してると聞いております。

西沢副委員長

国交省がこの前、地すべりの危険性が非常に大きいところ、中規模のところ、いろいろ出しましたよね。その中でそこはどんな状態になってますか。

津田砂防防災課長

地すべりの大崩壊の場所の御質問でございます。深層崩壊として理解してよろしいですか。

(「はい。そうです」と言う者あり)

深層崩壊につきましては、昨年8月に全国122カ所の過去の既往歴と地質等を調べまして、どのあたりがそういうふうな地質を持っているかということで発表されたところでございます。その時点ではまだまだ大きな範囲で、このあたりが危ないという形での発表であって、ここが危険であるというレベルのものではございませんでした。ただ、国交省のほうで今、溪流レベルで調査しております。それにつきましては、その地形、要するに過去に大きな深層崩壊等があったかどうか、それと大きな地すべりのクラック、岩盤クリープといいまして、大きな重力的な岩盤の割れ、それと収水面積等を溪流ごとに調べまして、今後、21年から23年までということだったんですが、どうも少しおくれぎみということを聞いておりますが、今後大きなレベルの範疇で、溪流ごとの範囲を発表していくと聞いております。

西沢副委員長

面的には非常にきれいな場所に入ってますけどね。那賀奥のほうはね。海部のほうはちょっと弱いですけども、その海部のほうの大崩落は国交省の中には入ってませんね。200万立米が120年前に滑りましたけども入ってませんね。抜けているのかなあと思うんですけども、その近辺で数年前に大崩落がありました。200万立米もいきませんけど、その地域もかなり山崩れが非常に危険な状態になると私は思います。そういう危険な場所、特に待ったなしのところはそういうところで、また、普通の山崩れが起こるところはどうするんかと。危険度に合わせて対策を練らないかんと思いますけども、もうちょっと調査して、ないならないでいいんですよ。そのダム湖のあたりもね。もし危険性があるんだったら、やはりその辺をどうするんか。待ったなしですから、やっぱり早くせないけませんよね。120年前は山が2カ所崩れて、その両方ともが崩れたのはわかってましたから、あとはダム湖が崩壊するときに鉄砲を鳴らすと。空砲を鳴らすということで、下流のほうに知らしめて、それでほとんどの人が助かった。那賀のほうが3人死亡しましたけどね。海部のほうはゼロだった。鉄砲水が両方とも発生したんですね。そういうふうに、いかにちゃんと情報を流すかっていうのが、崩壊した後の課題だし、ダム湖のほうは崩壊するまでの間、センサーか何かで監視するとか、必要であればそういうことをせなあかん。

そこでその那賀地区は携帯電話の電波は入りますか。多分無理でしょう。きょう杉本議員さんに聞きましたが入りませんって言ってました。結局、携帯電話は無理。それから警察の無線も、何か余りしゃんとしないうらいですね。結局そのときに情報を流すといっても、ちゃんと流せるのかなと思うんです。まず一番大切なの

は、携帯電話が使えるようにしてもらいたいですね。この前からずっと言ってます。海部川の奥も通じません。那賀のほうも通じません。ほかにもあります。そういうところは、大災害とか大事故が起こっても、すぐに対応がとれるように、やはり県は、県のかもいじゃないかもしれないけど、そういう災害とか事故に対する思いの中で、町村にハッパかけてやってもらいたい。また、業者と一緒にやってもらい。業者もやる言うところもありますからね。光ケーブルなんか利用したら、余り金は要らんとできるそうですから、そのエリア、エリアで光ケーブルを利用して、小さなアンテナを建てるんじゃないかな。そういうこともできるんで、まずは道沿い、県道、国道、町道あたりは携帯が通じるように、まず、県道、国道はやってもらわないかんですね。ひとつよろしくお願いします。これ、答えるところあるのかな。まあいいや。これだけ言うたんですから、だれかが責任を持ってやってほしいと思います。これも危機管理の1つですよ。

それから今回、東日本大震災で大火災になりましたよね。私が十数年前から言っていました。地震でやられ、津波でやられ、その上に火でやられますよと。山に逃げても、火は追いかけてきますよと。十数年前から言っています。それでプロパンガスをやっていただきましたね。これは半分ぐらいは家庭にもう行ってると言っていました。あとの50%はまだ業者にあるみたいです。でも一応は、家から離れてもプロパンガスが漏れ出ていかにないように、そういうことはやってくれてます。そのほかにも今回は大きなタンクから油が流れて、それで瓦れきも一緒になって、海の上でどんどん燃えましたね。それから、その瓦れきなんかが小学校に流れ着いて、油がついてますから、小学校の避難所も燃えましたね。山のほうへも行きました。何力所も。私が想像していたことが、まさに実現しちゃったわけですね。こういうことの対策というのは、多分今までやってなかったでしょう。火災対策は今の防災計画に入っていましたか。

楠本南海地震防災課長

津波による火災対策に特化したものは、ちょっとない状況です。

西沢副委員長

津波によって火災が起きるという発想はなかったですよ。十数年前から言ってますけど、聞いてくれなかった。でも現実には起こりましたよね。瓦れきがいっぱいあって、燃えるものはいっぱいありますからね。避難場所もやられるんですよ。山へ逃げても、山まで火は追っかけてくるんですよ。これどうしますか。

こういうことを1つずつ検討してつぶしていかなあかんというのが事実ですね。ここで言う必要もないですけども、タンクなんかのことは、あるところへ言ってるんで、ちゃんと担当の方に言っといてください。どうやったらいいいのか、お願いしてありますんで。

それから山のほうに火が行くとき、これは避難場所、避難路に火が来たときでもいけるように、その周りの木とか草を刈るとか、避難場所だけじゃなくて、その周りもちょっと木を切るとか草を刈るとか、避難場所で火事が起きたらどうにもならないですからね。やっぱりこういうことを1つずつ詰めていかないけませんよね。今までは、津波と火は関係ないと考えてましたから、そういう発想はなかったと思いますけども、考えれば対策はいろいろあると思います。これは今度の災害対策の中には入れてください。できないことまでは言いませんけど、できることまでは入れてください。それをできるだけ広げていけるようにやってください。お願いします。

それから復興計画。これもずっと言ってきましたね。復興計画、もう何年前ですか。六、七年前に言ったん

ですかね。新潟の地震が起こった直後ぐらいだったかな。それで、新潟地震と同じような復興計画をやりますという、一般質問での返事でした。多分、やってないでしょう。今の東日本の現状を見てください。結局、地震が来て、津波が来たら、町の中は何にもなくなっちゃうんですね。何にもなくなったっていうのは、今まで南海地震でも何回もあったと思いますよ。突如だけでも、ほとんどがなくなったという史実がいっぱいありますからね。1回だけじゃないですよ。結局、6メートルぐらいの津波が来ても、町なかはもうほとんどないでしょう。それが今度、1.5 倍か2倍かという話をしてますから、十数メートルの津波が来るという想定も今後は出てくるでしょう。そうすると、町の中は全滅ですね。人は逃げる。その訓練を一生懸命してますから、どれだけ逃げるか、それはやり方次第ですけども、家は全滅でしょう。そんな中で復興せないかんのですよ。地震が来たら復興計画するんでは、みんなどっかに行っちゃって、帰ってこない。だからそうなるまでに対応策はこうするんですよ、こうやりますよとぱっと出せるように、それ以外でもできることはちゃんとしていかないかん。例えば、町の中がやられるんやったら、やられないところを生活圏として整備していくとか。町がやられたとすると、山のおやじ、おふくろのところへ一週身を寄せるとか、そこで生活するとか、そういうこともあるじゃないですか。だから、復興計画っていうのは、1つはやられない奥のほうをいかに大切にするか。そんなことも復興計画なんですよ。考えてみたらいろんなやり方があるんですよ。そういうことを、ちゃんとやられる前から考えておかなかったら、やられてからだったら、多分、海部郡では町の中はだれもいなくなる。廃墟になるんですね。そう思います。突如、海部、海南、牟岐、日和佐、由岐、ほとんどなくなっちゃうでしょうね。そうならないように、やることをやとかないかんというのが私が言いたい復興計画です。先にやらないかん。いかがですか。

河野危機管理部次長

ただいま、復興計画を先に立てておくべきだということでございます。先ほども少しお話がありましたけども、国におきまして地震防災地域づくり法案というのが、今後予定されている臨時議会に提案されるということでございまして、その動向なども踏まえまして、この復興計画にいろんな事業、メニューもございまして、そのあたりを取り入れながら、検討、勉強させていただきたいと思っております。

西沢副委員長

勉強ではあきませんよ。行動を起こさなかったら、そのうちに来て終わっちゃいますからね。研究ばかりしててもいけません。よろしくお願いします。

これは県のほうの問題じゃないんやけど、国のほうで今、一生懸命、財政の問題をやってますよね。復興の計画、復興の財源をどうするんかと。東日本大震災のためだけにやってますよね。残念なんだけど、起こったことだけにしかやらないのが、今までの日本ですよ。阪神大震災にしろ、そのときそれをどうするんかって、それだけの話ですよ。じゃあ今、東海、東南海、南海が起こったらどうするんですか。あの数倍の規模の復興費が要りますよ。単純計算でも今、50 兆円から 80 兆円。これからまだ被害が大きくなる。まだこれから算定しますから 100 兆円超えるんじゃないですか。今、20 兆円前後ぐらいでしょ。今言ってるのが、100 兆円を超えるような財源をどうするんですか。起こってから考えるんですか。県のほうへ言っても仕方ないですけど、本当はそういう大きな基本的な流れの中で、今回はどうするのかって、国のほうで決めてやってほし

いなと思います。じゃないと今起こったら、日本はお手上げです。そうならないためには、日本でだめなら日本から外へ広がって財源を確保せないかんでしょう。大規模広域災害なんかは、日本だけじゃなくて、例えば、アジアとか国連とかを通じて財源の確保をやってほしいな。だれもこんなことは一言も言わんもんね。でも、そういうことを考えるのが危機管理じゃないですかね。そう思います。残念ながら、今、国がやっている危機管理は、まだ危機管理じゃないですね。そう思います。皆さん、既成事実、既成概念にとらわれずに、やるべきことはやる。考えることは考える。自分の頭で考えて、足りないものは国に対して提案、提言していく。それをやっていただきたい。そういうふうをお願いしまして終わります。

南委員長

以上で質疑を終わります。

次に意見書の提出についてであります。さきの委員会において、義援金の早期配分に関する意見書の提出について提案がありました。本件につきましては委員各位の御意見をお伺いしたいと思いますので、小休します。(16 時 38 分)

南委員長

再開します。(16 時 48 分)

意見書の文案は正副委員長一任という形で、新風・民主クラブの意見も取り入れるということでよろしいですか。

(「異義なし」と言う者あり)

では、そのようにさせていただきます。

これをもって防災対策特別委員会を閉会いたします。(16 時 49 分)